同和教育資料　第17集

明日をひらく

～青年の生き方と人権～

島根県教育委員会

はじめに

同和問題解決のためには、「一人の百歩より、百人の一歩」といわれます。すなわち、国民の一人一人がこの問題を自分自身の問題として受け止め、学習、実践を通して解決への道を着実に歩み続けることが大切です。また、「人権教育のための国連10年」の取組みの中で、国連加盟の各国が歩調を揃えて人権教育を推進していることは、ご承知のとおりです。この「国連10年」の副題として『生活への教訓』あるいは『生涯学習』と表わされているものもあります。同和問題をはじめ様々な人権問題の解決は、日常の身近な生活行動の改善から積み上げていかねばならないと思います。

このような考え方から、県教育委員会としては、地域ぐるみで取り組む社会同和教育の推進・充実のために研修資料を編纂し、社会教育関係団体・機関等の各年齢層に提供し、活用していただいてきました。

最近の社会同和教育関係調査の結果によると、各市町村とも青年層を対象とした研修やその在り方について多くの課題があることがうかがわれます。その背景には、昨今の複雑な世相も反映し、青年層の持つ価値観や志向の多様化、青年団体の組織率の低下等が考えられます。しかしながら、青年期は、自己の確立期にあたり、人間関係や自己の進路、将来の生き方などについての葛藤や模索を重ね、それを乗り越えることによって人間としての成長が見られる時期です。また、大人や社会に対する見方を深め、アイデンティティーを見つけ出し、自己や社会の変革を求めようと積極的な意欲を持つ時期でもあります。

このような若い人の持つエネルギーや純粋な正義感を、人間としての生き方の確立や人権を真に尊重する社会の創造に向けることは極めて大切なことです。

なかでも、人権問題の中核である同和問題の解決に向けて取り組むことは、21世紀を真に「人権の世紀」とするためにも不可欠なことと考えます。

このような意味で、青年層の研修に資するものとして、本資料を作成しました。編集に当たっては、できるだけ身近な問題で実践化が図りやすいものを具体的に取り上げ、学習者が読みやすく、考えやすいように、「問いかけ」の形で構成しました。

いま、人権問題に関する学習スタイルが、受け身の学習から、自ら考え、率直に話し合う主体的な参画型の学習へと進展しつつあるなかで、この資料が一人一人の学習に役立つよう、各方面で十分に活用していただくことを念願しています。

終りになりましたが、本資料を作成するに当たって、県教育委員会が委嘱した編集委員及び編集協力委員の方々に大変お世話になりました。また、各方面から貴重な資料を提供していただきました。関係の皆様に厚くお礼申し上げます。

目　　次

◎ はじめに
◎ 目　次

Ⅰ　私たちのくらしと人権問題
1　身近な生活の中から …… 1
2　同和問題とは …… 6

Ⅱ　青年と職業
1　就職差別をなくすために …… 11
2　職場における人権問題 …… 16

Ⅲ　青年と政治
1　青年と選挙 …… 19
2　青年と政治学習 …… 21

Ⅳ　青年と結婚
1　風習と世間体 …… 22
2　結婚と身元調査 …… 25
3　結婚差別 …… 27
4　家庭の中の人権問題 …… 30

Ⅴ　同和問題・人権問題研修の実際
1　青年団体における研修 …… 32
2　企業等職場における研修 …… 35
3　楽しく実りある研修へ（参加体験型学習の試み） …… 38

Ⅵ　人権の世紀に向けて
1　若い力の人権啓発フェスティバル …… 41

＜資料＞
①　「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 …… 46
②　就職差別につながる主要14項目 …… 51
③　「平成９年３月新規高等学校卒業者の採用選考について」（県依頼文） …… 54
④　県内企業による採用選考差別事象 …… 55
⑤　世界人権宣言（抜粋） …… 56
⑥　同和教育啓発ビデオ紹介 …… 57

（表紙絵・イラスト　埋蔵文化財調査センター　田 中 強 志 氏）

Ⅰ　私たちのくらしと人権問題

1　身近な生活の中から

(1)　人権問題と差別意識

考えてみましょう

○　ある町で、右のような広告を見つけました。この中の「外国人お断わり！」とあることについて、考えてみましょう。

貸家あります

場所　○○市□□町△△番地
◇◇駅より徒歩5分
物件　2LDK　エアコン完備
家賃　7万円
連絡先　☆☆☆☆
但し　外国人お断わり！

①　広告に見られる問題点

私たちは、私たちの周りから人権に関する考え方を自然に植えつけられていることが多いと思います。

たとえば、「21世紀は国際社会。世界中のみんなと仲よくしなさい。」と一般的には言いながら、具体的な問題になると「留学するならアメリカかヨーロッパ。アジアじゃねえ……」と聞くことがあります。“普通”に聞かれる話のようですが、どこかおかしいと思いませんか。“普通”とは自分の周りの大多数の考えである場合もあります。しかし、多くの方がそう考えているからといって、それが正しい考えとは限りません。

私たちは上の広告のような場面に出会うことがあるかもしれません。ふだんから人権に関する研修を積んで、周囲に流されることなく、自分で考え、正しい判断を下してほしいのです。青年期は人間として成長する時期だと思います。知らなかったら知ればいい、まちがっていたら改めればいい、ものの見方の歪みに気づいたら正せばいい、学ぶ中で成長してほしいものです。

上の広告には、次のような人権に関わる問題点が含まれていると考えます。

●基本的な人権である生存権のひとつ（住む場所を選ぶ自由）を奪っている。
●外国人であるということだけを理由にして排除しようとする差別行為である。
●外国人を排除することは“当たり前”のことだという社会意識がある。

②　差別の現実と自分

この広告を見て、「自分には関係ない問題だよ」「外国人はやはりねえ……」「ご近

所の目もあるしね」と思われる方もあるかもしれません。これらについて考えてみましょう。

ア 「自分には関係ない問題」ということ

この広告の差別性について、だれも気づかなかったり問題を提起しなかったりすれば、このような差別的な広告がずっと出され続けられるでしょう。それはみんなで差別を見過ごした結果であるとも言えます。何もしなかった人も、差別を支え、差別に手を貸していたことになります。つまり、このことは自分に関係のない問題ではなく、自分から問題に対して後向きになっているということです。後向きということは差別を受け入れ、差別を温存助長していることと同じです。

差別という現実があるからこそ、なおのこと差別というものに対して正しく向き合う必要があります。差別と正面から向き合う時、差別意識は自分自身の中にあるものだと気づきます。差別の当事者は自分なんだと分かります。そして、差別意識を解消しなければならないのは、他でもない自分自身であることにも気づきます。人任せにすることは決してできない、差別を見過ごすことのできない自分になれると思います。

イ 「外国人はやはりねえ……」ということ

現在、日本で外国人登録をしている人の数は140万人以上となり、日本の総人口の１％を超えています。100人の内１人は外国人という割合になり、年々増加の傾向にあります。それに伴って、人種、言語、宗教、習慣等の違いから、外国人に対する様々な人権問題が発生しています。外国人のもつ文化、宗教や習慣などの多様性を受け入れ、尊重し合うことがこれからの私たちには是非必要なことです。国際社会の一員として私たちの果たすべき役割は大きなものがあります。

異質なものをかたくなに排除するのではなく、それを受け入れ、いっしょに生活しましょう、楽しくやりましょうという発想が大切です。外国人との出会いの中から、今までになかった見方や考え方が生まれ、気づかなかったものに気づき、より豊かな生活ができると思います。

また同じ外国といっても、「アジアでは……」といった人種に対する差別意識を持っている人もいます。今、アジアの国々から働く場を求めて来日する人が増えています。これからはすべての外国人を日本社会の構成員として受け入れ、国籍にこだわらない生き方をしていくことが大切です。

ウ 「ご近所の目もあるしね」ということ

「ご近所がねえ」とか言いながら、周囲を見回しているあなたはいませんか。その周囲のことを「世間」と言います。「現実はそう理屈どおりにいくものではないし、それが世間というもので仕方のないことだ」とか、「だから世間に波風を立てぬように」という考えを安易に受け入れて生活しているのではありませんか。

ところが、あなたが気にしている「世間が、世間が」ということについて、あなたが気にしているほど世間は広くもないし注目してくれてもいません。それより一番注目している世間の目は、自分自身です。あなた自身が上とか下とか、勝ったとか負けたとか、他人との兼ね合いを意識して生きているのです。

他人との比較で自分の価値を計り、一喜一憂するおどおどした心とはさよならする方がどんなに幸せでしょう。世間体意識で自分を縛り、自分の行動をゆがめたりするのではなく、自分の意志をもって行動する。つまり、自分を見つめ、自分で考え、自分で責任をもって行動していくことが大切でしょう。それが自分を大事にすることでもあると思います。自分を大切にしようと思うから、他人のことも認められるようになるはずです。

③ 人権は「ある」のではなく、自分たちで「築いていく」もの

このように日常の自分たちの生活ぶりを問い直してみると、結構間違ったところで妥協していて、時にはおかしいなと思いながらもなんとなく暮らしていることに気づきます。だから、何が正しくて、何が正しくないのかを私たち一人一人が考え、自分たちが求める社会は自分たちで創っていくんだ、そのための努力をするんだということをもっともっと考え、実践していかなければならないのではないでしょうか。

確かに、自由に生きる権利、人間らしく生きる権利、平等の権利等の基本的人権と人権を守るための参政権や裁判を受ける権利等は、日本国憲法で保障されています。日本国憲法が制定され半世紀を経た今、私たちはその条文の意味を学び、実践するという「行動」をおこす時代に来ています。それが「人権文化を築く」ということなのです。

……私たち全員が人権の番人です。事実、一人一人が状況を変えていくことができます。他者の権利を認識し、これを尊重していくことは、誰にとっても可能なはずです。

国連人権高等弁務官　メアリー・ロビンソンさんの
「世界人権50周年記念に寄せて」のメッセージより抜粋

⑵ 身近にある人権問題

国連で「世界人権宣言」が採択されて50年が経ちました。改めて、人権の尊重が平和の基盤であることが、世界中で共通に認識され、「21世紀を人権の世紀にしよう」「人権文化を築こう」という機運が高まり、「人権教育のための国連10年」が決議されました。

日本においても、国内の実態に即して、この「国連10年」にあわせた取組みが進められ、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」【巻末資料①】が公表されました。その中に掲げてある重要課題について考えてみてください。

① 女性について

夫が妻の出産に立ち合い、夫婦で新しい生命を迎えるという夫婦が増えるなど、男女の理解や協力を大切に考える人が増えてきました。育児休業制度の導入や学校における家庭科の男女共修など制度面の見直しも進められています。

しかし、「男は仕事、女は家庭」といった男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に今なお根強く残っています。また、職場における男女の差別待遇やセクシュアル・ハラスメントの問題もあります。

男女がよきパートナーとして尊敬しあい、責任を分かち合える社会を築くために、私たちは何をしなければならないのでしょうか。

② 子どもについて

親としての責任を果たせない、大人になりきっていない親のことがマスコミ等で話題になることがあります。たとえば、児童の虐待や放置等の事例も数多くあります。

また、いじめや不登校の発生件数も一向に減る傾向にありません。重大な人権侵害である体罰の問題もあります。子どもに関わる問題を解決するために、学校、家庭や地域社会はどのように取り組んでいけばよいと思いますか。

③ 高齢者について

21世紀には、４人に１人が65才以上の高齢者という時期が来ます。介護を必要としているお年寄り、あるいは一人暮らしのお年寄りという問題もあります。高齢者の持つ豊かな経験や知識が尊重され活用されるような活動の場は少なく、逆に高齢者の人権が十分に尊重されていない実態があります。

社会保障制度の充実を図ることはもちろん必要ですが、高齢者が生きがいのある生活や自立した生活を送ることができるようにするために、私たちは何をすべきでしょうか。

④ 障害者について

身体に障害のある人たちがパラリンピックなどで生き生きと活躍する姿が、映像などで伝えられています。しかし、障害のある人にとっての人権が真に保障されていると言えるでしょうか。依然として街の歩道には段差が多かったり、自転車が歩道をふさいだりしていることも見かけます。

共に生きる社会「ノーマライゼーション」や「バリアフリー」の理念を実現するために、どんなことが必要でしょうか。

⑤ 同和問題について

同和問題は多くの人々の努力によって、解決に向けて進んでいます。しかし、依然としてわが国の人権問題の中で重要な課題です。基本的人権を柱とする日本国憲法が制定されて半世紀、本格的な対策が始まってすでに四半世紀が経っています。その間、国民一人一人がこの問題の解決に向けて主体的に取り組んできたでしょうか。自分自

身の課題としてとらえてきたでしょうか。

同和問題についての説明と課題は『２　同和問題とは』の項を学習してみてください。

⑥　アイヌの人々について

明治維新以後、同化政策が進められ、アイヌの人々に対して様々な制限や禁止が行われました。アイヌの人々の「先住性」は歴史的事実ですが、アイヌ語などアイヌの人々の文化や伝統が失われていく問題があります。

1997（平成９）年に、アイヌ文化を振興し、伝統の普及を目的とした法律が成立しましたが、まだ多くの課題が残っています。

⑦　外国人について

前述の例で、外国人にはアパートやマンションに入居させないという差別を取り上げて考えてみました。

本県にも、約3,700名の外国人登録をされた人がおられます。私たちも身近なところで国際的な出会いの機会がこれから増えてくると考えられます。国際社会の一員として、どう考え、どう役割を果たしていくかがますます大切になっています。

⑧　ＨＩＶ感染者等について

ＨＩＶ感染者、ハンセン病について、正しい知識をもつことなく、一般の社会生活の場面から排除しようとする行動をとる人がいます。私たちは、誤解から生ずる差別や偏見を解消するために、正しい知識を身につけることが大切です。

⑨　刑を終えて出所した人について

刑を終えて出所した後も、罪を犯した人ということで、受け入れようとはしない冷たい社会があります。社会復帰できるように偏見や差別を除去することが必要です。

⑩　その他

人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件といいます。人権擁護機関の受理した事件数はここ数年、年間16,000件前後もあります。

環境破壊と生活権の問題、知る権利とプライバシーの問題など、私たちの身の回りには様々な人権に関する問題が存在しているのです。

2　同和問題とは

(1)　差別の現実を通して、同和問題について考えてみましょう

かつてＡ市の同和地区○○に住んでいたＳさんは、戦後中国から引揚げた後、Ｂ市のある寺の農地を借り受けて小さな家を建て、親子３人で平穏に暮らしていました。

ところが、ある二人の事業家が、その寺の農地を宅地に転用してもらってマンションを建てひともうけをしようとしました。そのため、Ｓさんの家が邪魔になるといって、Ｓさんに立退きを要求しました。Ｓさんは経済上の理由、子どもの教育上の理由等で立退きを拒否しました。

すると二人の事業家は「お前たちは偉そうなことをいうが、ほんとはＡ市の○○の生まれだろう」と怒鳴りました。

Ｓさんはいうにいわれぬ腹立しさと悔しさで一杯でした。

考えてみましょう

○　Ｓさんが自分の生まれた同和地区を離れても、部落差別を受けたことについて、どう思いますか。

どこに住んでいようが、またどこへ移転しようが、憲法22条で「居住、移転の自由」を保障され、問題にならないはずなのに、どうして同和地区の人が「あそこに住んでいる人は同和地区の人だ」「あの人は元どこどこの同和地区の出身だ」などと出身を暴かれ、立退きを迫られるようなことをされなければならないのでしょう。

島根県でも、壁や、電話ボックスなどに、出身を暴くような落書きをするという差別事件が発生しました。

(2)　部落差別について中学校教科書の記述にそって考えてみましょう

①　きびしい身分による差別

秀吉の検地と刀狩とによって定められた身分制度は、江戸幕府によってさらに強められた。身分は、武士と百姓と町人とに分けられ、また「えた」や「ひにん」とよばれる低い身分も置かれた。

幕府や藩は、「えた」や「ひにん」とされた人々に対して、生活条件の悪いところに住まわせたり、当時の人々の好まない役目を負わすなど、さまざまな束縛を加え、百姓や町人と差別した。これらの身分の人々は、少ない土地の耕作や日用品の加工で生計を立てており、死んだ牛馬の処理や皮革製品への加工などの仕事も行った。また、犯罪者の捕縛や牢番など、役人の下働きとして使われることもあった。このような差別政策は、百姓や町人に、自分より下層の者がいると思わせたり、反

感を持たせ、その不満をそらすことに利用されたと考えられる。

＜新編新しい社会　歴史　－中学校社会科用－　東京書籍＞

② 渋染一揆

黒船来航のため、江戸警備の費用がかさんで財政が苦しくなった岡山藩は、29か条の倹約令を出しました。とりわけ、「えた」とされた人々に対する命令は、衣類を渋染か藍染に限るなど、差別を強めるものでした。これらの人々は、農業も行い、年貢も納めているのに、このような差別はがまんできないと、領内53か村が嘆願書を出し、そのうち約半分の村から千数百人がたち上がったので、藩は倹約令を実施できませんでした。

＜新編新しい社会　歴史　－中学校社会科用－　東京書籍＞

☆渋染一揆は倹約令（1855年）のでた翌年（1856年）に起きています。

③ 四民平等

政府は天皇のもとに国民を一つにまとめ、近代化を進めるため、四民平等を唱え、江戸時代以来の身分制度を廃止していった。廃藩で職を失った士族（武士）には、政府から家禄があたえられたが、やがて廃止された。また、帯刀も禁止されたため、士族は身分的特権を失った。いっぽう、平民（百姓・町人）は名字を名のり、華・士族と結婚することが認められ、身分によって制限されてきた居住地や職業も自由に選べるようになった。身分の象徴であったちょんまげをやめることも認められ、やがて禁止された。こうして江戸時代のきびしい身分制度はくずれた。

さらに1871（明治４）年には、「えた」、「ひにん」などのよび名を廃止し、身分・職業とも平民と同じとする布告（いわゆる「解放令」）が出された。しかし、これらの人々は、いままで認められてきた職業上の権利を失ったうえ、兵役などの新たな義務を負わされ、苦しい生活をしいられた。さらに、これらの人々に対する差別は、職業、結婚、住居など社会の多くの面で根強く残された。しかし、「解放令」をよりどころにして、差別からの解放と生活の向上を求める動きが各地でおこった。

＜新編新しい社会　歴史　－中学校社会科用－　東京書籍＞

☆1871（明治４）年４月に戸籍法が制定された際に、差別されていた人々はその族称が戸籍簿に記入されたりしました。そして、同年８月、政府の命令（太政官布告）によつて、身分は平民とされて、身分上は解放されることになりましたが、差別された人とわかるようにしるしをつけたりした例もありました。

この戸籍は1872（明治５）年、十干十二支でいえば「みずのえ・さる年」の年から施行されので「壬申戸籍」と呼ばれ、長く戸籍の自由閲覧が認められていたため、身元調査等に悪用されました。

④　解放運動の展開

社会運動の高まりのなかで、差別と貧困に苦しむ被差別部落の人々も団結を強めていった。みずからの手で人間としての平等をかちとり、差別からの解放をめざす運動（部落解放運動）が進められ、1922年に京都で全国水平社が結成された。水平社の運動は、その後、労働運動や農民運動とも手を結んで広がっていった。

また、北海道では、差別に苦しむアイヌの人たちの解放運動がおこり、1930年には北海道アイヌ協会が設立された。

水平社宣言（部分要約）

全国に散在する部落の人々よ、団結せよ。ここにわれわれが人間を尊敬することによって、みずからを解放しようとする運動をおこしたのは当然である。われわれは、心から人生の熱と光を求めるものである。水平社はこうして生まれた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

人間に光あれ　部落差別に苦しむ人々は水平社を創立し、差別の撤廃を求めて「人間に光あれ」と高らかに宣言しました。日本の代表的な人権宣言です。

＜新編新しい社会　歴史　－中学校社会科用－　東京書籍＞

⑤　人権の尊重

日本が地球社会のなかで大きな役割を果たすうえでの大切な課題の一つに、差別をなくし、人権を尊重する社会を築くことがある。部落差別の撤廃は、国や地方公共団体の責務であり、国民的な課題である。在日韓国・朝鮮人やアイヌの人たちに対する偏見や差別をなくすことも、日本人一人ひとりの課題である。日本の歴史のなかでつくられてきた、これらの差別を克服する努力を通してこそ、「地球市民」という新しい時代にふさわしい生き方を見いだせるだろう。

＊1　長い間の部落解放運動の発展を基礎として、1965年に国の同和対策審議会の答申がなされて以来、特別措置法による同和対策事業や啓発の努力が行われている。

＜新編新しい社会　歴史　－中学校社会科用－　東京書籍＞

（＊1は脚注）

☆1997（平成９）年「人権擁護施策推進法」が成立し、これを受け「人権擁護推進審議会」が発足しています。同審議会は「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項について」の答申を出すことになっています。

考えてみましょう

○　幕府が、差別された人に、きびしい生活を強いた意図は、どこにあったのでしょう。
○　渋染一揆で死を覚悟で立ち上がった、差別された人たちの心情について考えてみましょう。
○　同和問題を温存助長することになった明治新政府の取組みには、どういう欠陥があったのでしょうか。
○　水平社宣言が、日本の代表的な人権宣言であるといわれるゆえんはどこにあるのでしょうか。

(3)　実態的差別は更に心理的差別を再生産します……同和対策事業の趣旨と目的

ある飲料水の問題を通して考えてみましょう

ある丘の上に住んでいたＳさんの家庭では、朝夕の飲み水は500ｍも離れた山水を竹の樋で受けてバケツで運び、風呂の水は30ｍ下の谷川の水を汲んで生活をしていました。そして長い間には「オーイ早く水をもってこーい！」と大声で呼びかける光景も見られました。

近所の人は「あんな生活をしているから、やっぱりどこか違うんじゃない」といってコソコソとうわさ話をしていました。これを見かねたある学校の教師が「この現実が実態的差別じゃないですか、ほっておいてはいけないのではないですか」と、問題を提起しました。

その後Ｓさん自身も同和問題についての学習をし、「自分達がこのような生活用水も得られないような悪い立地条件の地に住まわされたのは、部落差別によってである」ということに気づきました。そして、ともに学習している人たちと一緒になって、Ｃ市行政に上下水道の設置を要求していきました。Ｃ市も、今まで差別意識を作り出すような生活実態を放置してきたことこそ、差別行政であったことを認めて簡易水道の設置が実現しました。

考えてみましょう

○　Ｓさんが、生活用水に不便をした現実と同和問題とは、どう関係するのでしょうか。
○　同和対策事業はなぜ行われるのでしょうか。

同和地区における差別実態はいろいろな形で現れています。例えば、大雨のとき山崩れのありそうな所とか、洪水に見まわれそうな所とか、日陰で生活環境の悪い所とか、火災のとき消防自動車も入れないような密集地であるなど、差別によって劣悪な立地条件の所に住まわせられたという歴史性を持っています。そして、この悪い生活環境の現

実こそ実態的差別であり、このことがまた心理的差別を助長しているという認識に基づいて、1969（昭和44）年に、「同和対策事業特別措置法（同対法）」が時限立法として成立し、取組みがなされるようになって改善が進みました。

同対法は、その後1982（昭和57）年に「地域改善対策特別措置法（地対法）」、1987（昭和62）年には「地域改善対策特別事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（地対財特法）」と名称は変わりましたが、改善の取組みが続けられました。

1969（昭和44）年の同対法成立時には、「生活環境の改善・社会福祉及び公衆衛生の向上及び増進・農林漁業の振興・中小企業の振興・住民の雇用の促進及び職業の安定・学校教育及び社会教育の充実・人権擁護活動の強化」などを目的とした82事業が行われていましたが、その後、数度の見直しを踏まえ、現在では「高等学校等進学奨学費補助事業」など15事業に限定して取組みが続けられています。

1996（平成８）年に出された「地域改善対策協議会（地対協）」の意見具申は「この間の対策により、物的な基盤整備が急速に進展するなど大きな成果をあげた……」と述べています。

(4) 同和問題の本質について考えてみましょう

同和問題は、江戸時代の幕藩体制のもとで、支配体制を維持、強化するために政治的につくりだされた身分制度による差別がもとになりますが、明治の解放令以後も同和問題を解決するための具体的な施策がなされなかったことが、今日まで解決を遅らせている大きな要因となっています。1996（平成８）年の地域改善対策協議会（地対協）意見具申は「その（同和対策審議会答申の）精神を踏まえて、今後とも国や地方公共団体はもとより、国民一人一人が同和問題の解決に向けて主体的に努力していかなければならない。」と述べています。同和問題は、国はもちろん市町村、そして一人一人が取り組むべき課題であるということができます。

「同和問題の解決は国の責務であり、国民的課題である。」とする同対審答申が出され、その後、いろいろな施策が行われましたが、同和地区に対する偏見や差別は、現代社会においてもなお人々の意識や観念の中に根強く生き続けています。

職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由など市民的権利、自由が同和地区の人には完全に保障されていないという状況は、基本的人権の尊重を基本原理としている日本国憲法に反したものです。

また、このように同和問題を今日まで未解決に至らしめた社会の仕組みが、《人間は自由であり、権利と尊厳において平等である》という、世界人権宣言の理念の具現化を遅らせているのです。

考えてみましょう

○ 同和地区の人を低く見たり、同和地区外の人とは違った人間であると思ったりすることが、社会意識になってはいないでしょうか。

Ⅱ　青年と職業

1　就職差別をなくすために

(1)　もし、こんな採用選考に出会ったら

【面接試験の一部】

（問）今の政治についてどう思いますか。どの政党が好きですか。
（答）よくわかりません。
（問）○○町に住んでいるようですが、あそこには○○川が流れていますね。お宅は川の東側ですか。近くに目印になるものがありますか。
（答）いいえ、西側にあります。木材加工場の斜め前になります。
（問）お父さんがおられないようですが、どうされたのですか。
（答）５歳のころに病気で亡くなったと聞いています。
（問）それはお母さんも苦労されましたね。お母さんはどんなお仕事をしておられますか。
（答）学校で指導されていますので、お答えできません。
（問）学校とは関係ありません。いいから、言ってください。
（答）……

考えてみましょう

○　自分がこの受験生の立場だとして、考えてみてください。大事な就職試験のとき、このような面接を受けたり、書かされたりしたらどんな気持ちがするでしょうか。
○　どこに問題点があるのでしょうか。友達や家族とも話し合ってみてください。
○　このような不適切な選考をなくすためには、どうすればよいでしょうか。

(2)　わたしたちには「働く権利」がある

わたしたちは、自分にふさわしい職業を選んで幸せな人生を送りたいと願っています。人生を左右する大きな転機である職業選択は、世間体や収入などでするものではなく、自分の適性や能力に応じて慎重にすることが大切です。

そして、本人の働く意欲や適性、能力を公正に判断して行われるのが、企業等の採用選考なのです。採用する側とされる側が出会うその採用選考の場で、前述のような面接や身上調書で判断されることは許されるのでしょうか。【巻末資料②】

【面接の前に記入を求められた身上調書（社用紙）の実例】

身上調書 (1)

ふりがな 氏名		学校名 卒業年月日	
生年月日		現住所 〃居住年数	年
住家	持家 階建 坪 借家 畳数 枚 その他 部屋数 室	アルバイト経験	
資産状態	宅地 坪 家屋 棟 坪 田 反 畑 反 山林 反 動産 万円	特殊技能	珠算 級 簿記 〃 タイプ(和文) 〃 車運転免許
宗教	家庭の宗教 自分の宗教	嗜好 趣味娯楽	
健康		ツベリクリン反応 (陽性転期)	

続柄	氏名	年令	職業 (詳しく書いて下さい)	学歴	月収入 (税込み)	健康状態

(兄弟姉妹は他家にあるものも書いて下さい)

略図 (家族現住所)

(上を北にして下さい)

保証人となって貰う予定の人の名を書いて下さい (世帯が同じでない人)	氏名	年令	現住所
	職業(勤務先所在地名称及び業務名)		続柄
	氏名	年令	現住所
	職業(勤務先所在地名称及び業務名)		続柄

身上調書 (2)

気質	気質の一般的な特徴 (自分が該当すると思うところを線上にチェックする)	快活 ＿＿＿＿ あまり快活でない 慎重 ＿＿＿＿ すこしせっかち 几帳面 ＿＿＿＿ 応よう おしゃべり ＿＿＿＿ ロべた 大胆 ＿＿＿＿ すこし臆病 積極的 ＿＿＿＿ ちょっと引込思案 社交的 ＿＿＿＿ 余り社交的でない 実直 ＿＿＿＿ ちょっと移り気
社会生活	所属したクラブ一学術、文化、スポーツ、思想上の集りなど一 (何年ごろから何年ごろまで所属していたか)	1 (年～ 年) 2 (年～ 年) 3 (年～ 年) 4 (年～ 年) 5 (年～ 年)
	上のクラブに所属していたときの活動状況 (委員、幹部など)	1 ( ) 2 ( ) 3 ( ) 4 ( ) 5 ( )
	上のクラブの内容 (クラブ員の種類人数など) 該当を○で囲み人数記入	1 (学友・近所・その他の同好者・その他・ 人位) 2 (学友・近所・その他の同好者・その他・ 人位) 3 (学友・近所・その他の同好者・その他・ 人位) 4 (学友・近所・その他の同好者・その他・ 人位) 5 (学友・近所・その他の同好者・その他・ 人位)
	交友の種類 (人数)	学友 (男 人・女 人) 近所 (男 人・女 人) その他の同好者 (男 人・女 人)
主義・信条	社会生活上最も必要と思われる生活態度とその理由	
	学科以外でとくに熱心にやったことないときはその理由	
	信仰する宗教とその理由 ないときもその理由	

(『許すまい／就職差別〈統一応募用紙制定の経過〉』広島県高等学校進路指導協議会・広島県高等学校同和教育推進協議会) より

政治について自分なりの意見を持つことは大切です。どの政党を支持しようと批判しようとそれは個人の自由です。同じように宗教とか尊敬する人物など、個人の思想・信条の自由にかかわることを選考の場で聞き出すことは、基本的人権を侵すことになります。ましてや答えた内容で合否が決まることがあってはなりません。

現住所について詳しく聞いたり、略図を書かせたりするのは、通勤経路を知っておくためとか、緊急連絡のためなどと理由がつけられますが、それは入社が決まってから必要に応じて本人からの提出を求めればよいことです。採用選考の場では必要ないことで、「身元調査」に利用するものと言わざるを得ません。

家族の状況を詳しく聞くことは、本人の努力によって解決できない問題を本人に負わせ、親のいない家庭の子どもを排除するなど、予断と偏見によって生徒の進路を阻むことになります。

親の職業を聞くことはなぜよくないのでしょうか。みなさんは、親の職業を誇りに思っていることでしょう。しかし、残念なことにいまだに職業への偏見で人物を評価する風潮が残っています。「親や家庭がこうだから、子どももこうだろう」というような予断と偏見で判断されたら、憤りさえ感じます。

みなさんは、『日本国憲法』が「勤労の権利」を保障していることを知っているでしょう。また、「法の下の平等」「職業選択の自由」がうたわれていることも、よく知られていることです。これらの権利を具体的に定める法令はたくさんありますが、その中の『職業安定法』には、「人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等」を理由として、差別的取り扱いを禁止することが明記されています。

つまり、本人の働く意欲や能力、適性に関係なく、本人に責任のとりようがないことが選考の判断基準にされることは、わたしたちの「働く権利」を侵すことになり、さまざまな差別を助長することにつながります。とりわけ、同和地区出身生徒、「障害」のある生徒、在日外国籍生徒、母子（父子）家庭の生徒、女子生徒、定時制通信制課程に学ぶ生徒等にとって、就職の機会が平等に保障されないということは、ますます社会的経済的に不利な立場に追い込まれることになります。

(3) わたしたちが就職差別をなくすために

みなさんの多くは、「自分は差別されるようなことは何もない」と思っていませんか。だから、11ページの面接事例のような質問にも「堂々と答えられる」と思っていませんか。もちろん、いかなる状況にあっても自分自身に誇りを持つことはすばらしいことです。

しかし、その思いの奥底に、社会的経済的に不利な立場に立たされている少数の人たちへの視点が欠けているとしたらどうでしょうか。「その人たちには気の毒だけど、自

分が採用されればそれでよい」のでしょうか。

ところで、11ページの面接事例の中で受験生が「学校で指導されていますので、お答えできません。」と答えていることに気づきましたか。学校ではどんな指導がなされているのでしょうか。

かつて、全国で差別的な採用選考はあたりまえのように行われていました。多くの子どもたちが希望に満ちた進路を差別によって閉ざされていたのです。そこで、広島や近畿での就職差別反対運動の成果として、1973（昭和48）年度以来「全国統一応募用紙」【別掲】が使用されることになったのです。つまり、学校から最低限の項目についての情報を提供する以外、企業がそれ以上のことを調査することを許さないためです。

しかし、その趣旨や経緯が十分に理解されていない企業もあります。そこで、学校は行政とも連携して、企業に差別的な選考や身元調査をしないよう要請する一方【巻末資料③】、生徒には「言わない・書かない・提出しない」取組みを、同和教育の重要な内容として学習してもらっているのです。

この取組みは、

◇本人の能力や適性に関係ないこと ◇本人に責任のとりようのないこと ◇思想信条などの自由を侵すこと	→	面接で「言わない」 統一応募用紙以外の書類に「書かない」 統一応募用紙以外の書類を「提出しない」

というものです。

このときに大切なのは、だれもが正しい人権意識を身につけることと、すべての学校と生徒が就職差別をなくすことに取り組むことです。自分の人権が侵されているのに気づかない人は、他人の人権に思いを寄せることはできないでしょう。もし、「自分が採用されればよい」と、差別的な選考を見逃すとすれば、差別に加担することになるのです。

島根県では、ある高校生が「差別を許さない」という強い意志をもって、学校や行政と協力しながら企業に問題点を指摘しました。そのことによってわたしたちの「働く権利」を大切にしてくれるようになった企業の実例があります。【巻末資料④】

就職差別に苦しむ人を一人も出さないために、共に考え、共に学び、共に行動しましょう。

全国高等学校統一応募用紙（その１）様式

（応募書類　その１）

履　歴　書

平成　　年　　月　　日現在

ふりがな		性別
氏　名	㊞	
生年月日	昭和　　年　　月　　日生（満　　歳）	
ふりがな		
現住所	〒	
ふりがな		
連絡先	〒	
保護者氏名		（連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること）

写真をはる位置
（30×40mm）

学歴・職歴	平成　　年　　月	高等学校入学
	平成　　年　　月	
	平成　　年　　月	
	平成　　年　　月	
	平成　　年　　月	
	平成　　年　　月	

（職歴にはいわゆるアルバイトは含まない）

資格等	取得年月日	資格等の名称
趣味・特技		所属クラブ等
志望の動機		
備考		

全国高等学校統一用紙(文部省、労働省、全国高等学校長協会の協議により平成８年度改定)

全国高等学校統一応募用紙（その２）様式

（応募書類　その２）

調　査　書

ふりがな		性別	現住所
氏名	昭和　　年　　月　　日生		
学校名			在学期間
課程名	全・定・通	学科名　　科	平成　　年　　月　入学（第　学年）編入学・転入学 平成　　年　　月　卒業・卒業見込

学習の記録

教科	教科・科目	評定 1年	2年	3年	4年	教科	教科・科目	評定 1年	2年	3年	4年

留学による修得単位数	1年	2年	3年	4年

（職歴にはいわゆるアルバイトは含まない）

特別活動の記録	

出席日数	欠席日数	1年	2年	3年	4年
	欠席の主な理由				

身体状況						検査日・平成　　年　　月
身長	cm	視力	右（　）	聴力	右	備考
体重	kg		左（　）		左	

（視力欄にA～Dが記入されている場合、A：1.0以上、B：1.0未満0.7以上、C：0.7未満0.3以上、D：0.3未満を表す）

本人の長所・推薦事由等	

記載者	㊞

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。
平成　　年　　月　　日
（所在地）〒
（学校名）
（校長名）

全国高等学校統一用紙(文部省、労働省、全国高等学校長協会の協議により平成８年度改定)

2　職場における人権問題

W社の社内では、いま年度末を控えて上司、同僚の人事異動についてのうわさ話がさかんです。（登場人物は仮名）

A：松川課長は最近機嫌が悪いね。何があったか知らないけど左遷されるというわさだね。

B：ご本人も都落ちだとか言ってくさっていたらしいね。次長への最有力候補のはずなのに。

C：その反対に、竹山課長は何かうきうきしてるねえ。あの人はもともと専務の大学の後輩だし、奥さんが梅田部長夫人と高校時代の親友らしいから、まあ人脈は十分さ。

B：松川さんのあとは誰かなあ。順序からすれば桜田さんだろうけど。

C：いや、案外そうじゃないと思うよ。彼はいつも「自分はよそ者だから」といって自分で垣根をつくっているからなあ。こういう時には損をするんじゃないかな。

D：その点では同じよそ者でも杉下さんは、また違うね。地縁、血縁がないからといって、周囲への気配りもせず、好きなことを言ってるもんねえ。ああいう人もいざという時は不利だろうねえ。

B：それに、杉下さんは女性からも苦情が絶えないようだよ。あんたのお茶の入れ方はどうのとか、そんなことじゃあ嫁のもらい手がないよとか、女性を侮辱する言動が多いらしいから。

考えてみましょう

○　あなたの職場では、肩書で人間を判断する傾向はありませんか。

○　栄転とか左遷とかいうのは、どういうことなのでしょうか。そして都落ちとは…

○　あなたの職場では地縁、血縁などの人脈がものをいうのでしょうか。
「よそ者」は、人事異動で不利な場合があるのでしょうか。

○　あなたの職場において、男女の人権は平等に守られていますか。いわゆる「セクハラ」はありませんか。日ごろから個人が大事にされていますか。

○　あなたの職場では、ヒソヒソ話やうわさ話、他人を見下げるような発言はありませんか。

(1)　肩書や学歴で個人を評価する縦社会

働く人々にとって、職場での人間関係は大いに気になるところです。わが国では、ま

だまだ個人を肩書や学歴によって評価をするという傾向が強く残っています。このことは、人権について考える上で、大切な視点を与えてくれるものだと思います。さらに、本人の肩書だけでなく、その家族までを課長の坊ちゃんだとか、部長夫人などと肩書をかぶせて見てしまうことさえあります。あなたの職場での人間関係はいかがですか。

現実に職場では、いわゆる縦割り組織になっていて、職制上の地位があり、上司、同僚、部下等の関係で成り立っています。しかし、その役職上の上下関係が個人の人格の評価と混同されてはなりません。ましてや、職場での上下関係を私生活の上にまで持ち込むのは大きな誤りです。

(2) 栄転、左遷

同じ役職の系列の中で、係長から課長へと地位が上がることは昇進、あるいは昇格です。反対に地位が下がれば降格というでしょう。しかし、栄転とか左遷とはどういう場合なのか、極めてあいまいです。支店から本店に転勤すれば栄転、その逆が左遷というのもおかしなことで、本庁、本店と出先機関（地方事務所、支店）との関係に強者と弱者の差別的な関係があることを匂わせています。まして、中央の本店から地方の支店に配属になることを都落ちなどと考えるのは、地方を軽蔑するような差別意識が底にあるからだと思います。

そのほかに、同じ課長でも事業担当の課長よりも、総務、人事担当の課長が上のランクであるかのような、一つの組織の中での職務に優劣をつけるような感覚がないとは言えません。これらは、人間の尊厳を傷つけるものであることを知る必要があります。

(3) 地縁、血縁、人脈等

人々は多くの場合、他人と比較しながら、時には優越感に浸ってみたり、また反対に劣等感に陥ったりしながら、喜怒哀楽の人生を生きています。これは、孤独では生きられない人間としての弱さなのでしょう。そして、劣等感にさいなまれたとき、自らを励まし努力を重ねて自己実現を目指すよりも、安易に他の権威にすがることによって、少しでも有利に生きようと考えることがあります。その場合、地縁、血縁等の人脈の有る人は自分の家族、親戚などの身元調査がプラスにはたらくことになるでしょう。しかし、反面、そうした縁故のない人や、いわゆる「よそ者」の人にとっては、本人の能力や適性とは関係のない事柄によって排除の対象とされるおそれが出てきます。やはり、本人の能力や適性が正当に評価され、人脈の有無等で差別されない職場が望ましいのです。

(4) 職場における男女同権

男女が平等であるとの認識はかなり定着しましたが「男女は必ずしも同質ではない」とか「女性は職場の花」、「嫁入り前の腰掛け」等々の偏見は、まだまだ、完全に払拭さ

れてはいません。これらの誤った認識が、職務分掌の上で事実上の女性差別を温存する役目を果たしています。特に、建設関係の職場では安全祈願の行事等のしきたりを実行するにあたり、「穢れ」意識から上棟式に女性の参加を認めないなど、古い感覚が残っているところがあります。人間の半数は女性です。その女性の能力、適性を十分に活かせないことは大きな社会的損失です。もはや、「女性はお茶くみ」の感覚は全く通用しない社会となってきました。

⑸　セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」と略す）

1997（平成９）年６月、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が改正され、次のようなセクハラに関する配慮すべき規定が設けられました。

> 第21条　事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する女性労働者の対応により、当該女性労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該女性労働者の就業環境が害されることのないよう雇用管理上必要な配慮をしなければならない。
>
> 2　労働大臣は、前項の規定に基づき事業主が配慮すべき事項についての指針を定めるものとする。

これを受けて人事院では1998（平成10）年11月、国家公務員を対象とした「セクハラの防止等に関する人事院規則」を制定し、その指針の中で、セクハラになり得る言動として次のような具体例を示しました。

○聞くに耐えない卑猥な冗談を交わすこと、○性的な経験や性生活について質問すること、○スリーサイズを聞くこと、○体調が悪そうな女性に「今日は生理日か」などと聞くこと、○カラオケでデュエットを強要すること、○酒席でお酌やチークダンス等を強要すること、○女性であるというだけでお茶くみ、掃除、私用等を強要すること等々…。

この人事院規則に準じて、今後各地方公共団体や民間企業でもセクハラ防止のルールづくりが進むことと思います。

以上、職場におけるさまざまな人権問題について考えてきました。私たちが日ごろ習慣化してしまっている行動の中にも、ずいぶん人間としての尊厳を侵したり、プライドを傷つけたりしていることがあると思います。こういう身近な暮らしの中にある差別や人権侵害に気づき、改めていく実践こそが同和問題・人権問題の解決に結びつくことであり、青年のみなさんの実行力に期待するところが極めて大きいといえます。

Ⅲ　青年と政治

1　青年と選挙

この問題を考えるために、第41回衆議院議員総選挙〔1996（平成８）年〕における有権者の投票行動と意識を調査した結果のうち、ごく一部を紹介します。

(1)　今回の投票率は、前回に比して7.6%下降して史上最低となった。特に性・年齢別では女性の20歳代と30歳代での低下の幅が相対的に大きかった。　（図１参照）

(2)　選挙への関心は、前回に比べて大幅に低下した。減少の幅が小さいのは70歳以上、それに対して20歳代では、前半も後半も同じ程度に低く、今後世代の交代とともに、低関心層が上の年齢層に持ち上がっていく危険性を示唆している。

(3)　今回の総選挙で有権者が考慮した争点としては、税金問題が第１位で、続いて常に上位を占める物価・景気、福祉の順となっているが、第４位には行政改革が挙げられている。　（表１参照）

《（財）明るい選挙推進協会》

図１　年齢別投票率

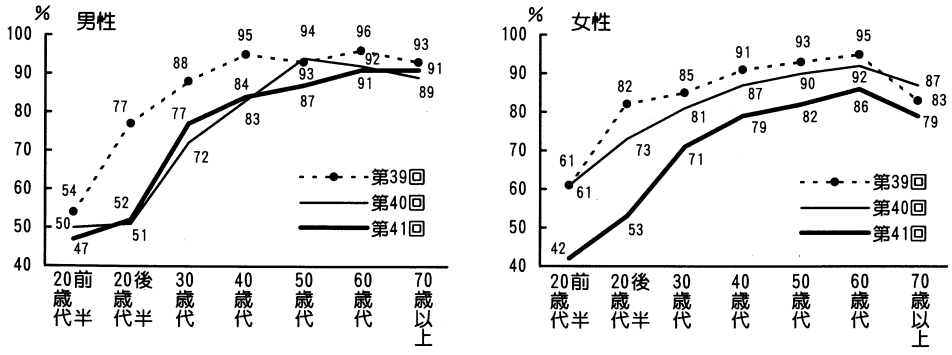

表１　諸グループの考慮に入れた争点（複数回答）

		税　金	物　価・景気	福　祉	行政改革	公　害・環境	教　育	政治倫理政治改革	政策を考えず・わからない	（実　数）
性	男	53％	49％	40％	41％	16％	12％	19％	11％	（ 986）
	女	56	43	45	19	13	16	9	17	（1,128）
年齢	20歳代	56	32	22	25	13	7	11	23	（ 205）
	30歳代	62	39	36	27	10	18	15	14	（ 318）
	40歳代	60	51	39	34	13	18	14	11	（ 489）
	50歳代	57	53	47	32	19	13	14	10	（ 393）
	60歳以上	47	45	52	27	15	12	13	10	（ 709）

考えてみましょう

○　選挙の際にいつも青年の投票率が低いのはなぜでしょうか。また、どうすれば選挙に対する関心を高めることができるのでしょうか。

○　同和対策審議会答申の前文にある「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」ということについて考えてみましょう。国の責務とは、国民的課題とは。

○　選挙民が、候補者を選ぶ観点として同和問題・人権問題が入らないのはなぜでしょうか。

(1)　青年の低い投票率や投票の際の「争点」

青年の投票率の低さについては、必ずしも関心の低さだけが原因とは言えません。学生等における住居移動に伴う選挙人名簿登載上の不利や日曜日が休みではない仕事に従事しているといった理由も挙げられます。青年層だけの回答ではありませんが、前述の調査結果によると選挙を棄権した理由として「政策などについて事情がよくわからなかった」「適当な候補者も政党もなかった」などがあります。

日本における人権問題の中の重要課題である同和問題の解決に果たす政治の役割は極めて重要です。この問題についての関心が高まり、選挙の際の争点に掲げられるようになることが望まれます。とくに、青年期においては、就職や結婚など、自分自身やその周辺での同和問題へのかかわりが多くなる時期にあるだけに、この問題に正面から取組み、考えて欲しいと思います。

(2)　「国の責務」と「国民的課題」

一般的には「国の責務」を「行政の責務」と同義に解釈しているようですが、国の責務とは、「司法権、立法権、行政権を行使する立場の人の責務」と解釈できるのではないでしょうか。特に、立法権を行使する人（議員）が法律や制度を整備してこそ行政諸施策が遂行できるのであって、同和問題解決のために国、都道府県、市町村の議会議員の責務は極めて大きいといえます。そして、その議員を選ぶのは私たち国民です。

司法権を行使する人についても同様です。通常、私たちは、法の番人である裁判官を選ぶことはできませんが、国会議員選挙に合わせて、最高裁判所裁判官の国民審査をする機会があります。その時は、審査の対象となる裁判官について、過去の実績や主張などから同和問題・人権問題に前向きの人であるか否かを判断することも大切ではないでしょうか。

「国民的課題」については、もちろん、国民一人一人が自分の課題として受けとめ、学習を重ね、日常の生活の中で実践し、解決のために積極的な役割を担うことを意味しています。それとともに、自分たちの代表として政治的な権力を行使し、問題解決のた

めに取り組む議員を選ぶことも大きな国民的課題であり、義務であるともいえるのではないでしょうか。

2．青年と政治学習

(1) 知的理解としての政治学習

教育基本法第８条に、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。」とあります。高等学校学習指導要領には、公民の教科の目標を「広い視野に立って、現代の社会について理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」とあります。そして「現代の政治・経済と人間」という項目に「国民の生活が経済や政治と密接にかかわっていることを理解させるとともに、国民生活の向上と民主化の進展について考えさせ、民主社会の倫理について自覚を深めさせる」と示されています。

その具体的内容は、ア 地域社会の変化と住民の生活　イ 国民福祉と政府の経済活動　ウ 日本国憲法と民主政治　エ 民主社会の倫理　が挙げられています。

このように、政治的教養を高める学習は、もちろん学校だけでなく、社会教育の場においても補完され継続される必要があります。

(2) 実践活動としての政治学習

良識ある公民たるに必要な政治的教養を身につけるためには、前述のような学習ももちろん大切ですが、むしろ実践の中で会得することがより効果的かと考えられます。すなわち、中学・高校での学級活動（ＨＲ活動）や生徒会活動がそれにあたります。集団の中で一定のルールを守りながら協調し、他人の立場を尊重し、集団としての自主・自立の能力を培い、民主主義の意義を学び取る絶好の機会となります。

社会教育の場における政治学習は、一般的にそれぞれの教育施設における研修計画に位置付けてなされることもあります。また、各企業や青年団体、自主的なサークル等での実践活動を通じて行われることもあります。特に最近では、環境問題やエネルギー問題などへの取組みのように公共性、社会性の強い運動が輪を広げ、人々の共感や支持を得ています。

このようなそれぞれの組織や団体、地域の活動に進んで参加することが実践的な学習の場となります。その活動の中に適宜、政治学習を取り入れ、学習を重ねる必要があります。特に、民主主義の根幹をなす基本的人権の尊重にかかわる学習は、青年期にあるみなさんの生き方にかかわる重要課題です。わたしたちの社会には、様々な形で人権にかかわる諸問題が山積しています。このような学習を通して社会的視野を広げるとともに、国民的課題としての同和問題の解決に積極的に取り組んでもらいたいと思います。

Ⅳ　青　年　と　結　婚

1　風習と世間体

(1)「仏滅」と結婚式

私たちの日常生活の中には様々な風習がありますが、中でも大安・仏滅・友引などの六曜や、丙午（ヒノエウマ）などの十干十二支にこだわる風習は、日々の生活習慣に浸透して今日に至っています。

（明　子）「おじさん、私、今度結婚することにしたの。」
（おじさん）「それはおめでとう。で、いつ結婚するんだい？」
（明　子）「式場も空いてるし、○月△日にしようと思うんだけど。」
（おじさん）「おいおい、その日は仏滅じゃないか。結婚式は大安の方がいい。仏滅は縁起が悪いし、みんなもそうしてきたんだから変更したほうがいいよ。」
（明　子）「でも……。」

（「週報いずも」No.2030 －六曜について考えましょう－）より［一部改作］

考えてみましょう

○　あなたは結婚式の日取りを決める際に、仏滅の日を避けて大安の日を選ぶことにこだわりますか。

○　仏滅の日に結婚式を挙げようとする際に、家族や親戚の人に反対された場合、あなたはどのように対応しますか？

上の会話にみられるように、結婚式の日取りを決める際にこだわる「六曜」について、最近では「大安」以外の日を選ぶ人も増えていますが、依然として日の吉凶を気にして行動する人も多く、結婚式は仏滅の日を避けて大安の日を選ぶという人が少なくないのが現状です。

1988（平成元）年度の島根県民意識調査の結果によると「結婚式は大安の日がよい」とする人が19.9%、「おかしいと思うが、自分だけ反対してもしかたがない」とする人が46.2%に達しています。両者をあわせると66%を越す人たちが、結婚の際大安の日を選んでいることになります。

(2)「六曜」とは

「六曜」とは、「六輝」とも言われ、古代中国にあった「小六壬（しょうろくじん）」という占いです。これは、気候や季節の規則的な変化を知ることで、自然現象や社会現象

を予知しようとしたものです。しかし、その後中国では信用されなくなり、今では全く使われていません。日本には鎌倉時代の末期頃伝わり、今でも一部のカレンダーや手帳などに書き込まれている「日の吉凶」についての迷信のことです。現在は、先勝・友引・先負・仏滅・大安・赤口の順ですが、時代によって名称も順番も異なります。また、「仏滅」は中国から入ってきたときには「空亡（くうぼう）」と言われていましたが、その後「虚亡（きょぼう）」となり、釈尊（しゃくそん）の入滅と結びつけて「仏滅」となったものです。「友引」は、先勝と先負の間にあって「勝負なし（引き分け）」という意味でしたが、やがて友を引くという意味が強調されるようになり、葬式の日と重なることを避けられるようになったものです。

1872（明治５）年11月９日、明治政府は太政官布告をもって太陰暦（旧暦）を太陽暦に改め、太陰暦を使うことを禁止しました。この中で「六曜などは根拠のない全くの迷信、妄想であり、正しい知識の開発を妨げるものである。これにとらわれることのないように。」と述べています。また、1946（昭和21）年には、文部省内に「迷信調査協議会」が設置され、六曜をはじめとする迷信をなくす取組みもなされました。

(3)　根拠のないことにこだわる意識

「六曜にこだわることはおかしいと思うが、他人に迷惑をかけているわけではないから、問題ないではないか。」「六曜を信じているわけではないけど、自分で選べるのなら・・。」という意見もあります。

しかし、冠婚葬祭などはお互いの都合のよい日にすればよいことです。六曜などの「日の吉凶」にこだわって日取りを決めることは、無意味であるばかりではなく、「友引」を避けて葬儀を行ったために関係者に大きな負担をかける結果となっていることもあります。

また、「丙午」にこだわって出産を避けたため、1966（昭和41）年には出生数が急に少なくなり、その反動が翌年に現れていることが、右の表から一目で読み取れます。

昭和41年（丙午）の出生数

昭和40年	１１，８０５人
昭和41年	８，６２３人
昭和42年	１２，１１５人

【島根県の出生統計より】

根拠のない不合理なことにこだわる意識が部落差別を温存し、助長してきたことに大きくかかわっていることを考えると、この問題を軽視するわけにはいきません。

このことに関連して、同和対策審議会の答申はおよそ次のように述べています。

『……わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では前近代的な身分社会の性格をもっている。……伝統や因習に束縛されて自由な意志で行動することを妨げられ……精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根強く生き残っており……。このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。』

⑷　似ている心の動き

部落差別は、「六曜」や「丙午」「きつね持ち」などの迷信とは直接つながるものではありませんが、ふだんは気にせずに生活していても、自分の身に及んだ場合には、急に調べたり確かめたりする心の動きは共通しています。

1993（平成５）年に総務庁が実施した全国意識調査のうち、結婚相手を決めるとき「丙午生まれの人を避けようとする風習」と「家柄や血筋を問題にする風習」についての島根県に関する結果を見ると、「おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がないと思う」という人が、それぞれ26.3％と33.7％となっています。

この「おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がない」とする意識の中にあるものは、親族の目であり、隣り近所の人たちの目なのです。それは、個人や個人の尊厳よりも世間の人に対する体面や見栄が先行し、「こういうことをしたら世間の人は何というだろうか」などと、周囲の目を気にしてそれに同調しようとする、いわゆる「世間体」を気にする意識です。その裏には、自ら考え行動することのできない意志の弱さを世間のせいにしたり、自分の心の奥底に潜む差別意識を認めたくないばかりに、世間を悪者にしたりする「逃げの意識」が働いているのです。

このような風潮の中で、青年の中には、親の反対を押しきって同和地区の人と結婚するといえば、周囲の人たちを困惑させ、自分もつらい立場に立たされるであろうことを予想して、「親たちを困らせるようなことはしたくない」と考える人もいます。そこには、最も大切にしなければならないお互いの愛情や相手の人間性よりも親族の意向や世間体を優先し、差別に加担してしまう心の弱さが見え隠れしています。

このような傍観者的で差別的な態度が、今日まで部落差別を温存し、同和問題の解決を遅らせてきました。世間体などにとらわれず、自らの自由な意志で行動するためには、まず、科学的根拠のないこれらの風習や不合理な部落差別について、正しく理解することが大切です。そして、自己の意識改革を図るとともに、社会に根強く残る差別意識を解消するために、周囲の人々といっしょになって行う具体的な取組みが必要です。

⑸　人間としての生き方の問題として

まもなく迎えようとしている21世紀に向けて、国際的な人権尊重の機運は高まり、差別撤廃への様々な取組みが進められています。人権問題を世界的な広がりの中で考えることによって、偏見や差別問題をみる視野はさらに広がっていくでしょう。青年の豊かでしっかりした価値観と行動力は、同和問題をはじめとするあらゆる差別問題の解決に向けて、大きな力となりえます。誰もが明るく住みよい社会を築くため、人権問題を人間としての生き方の問題ととらえて、自らの人権感覚を磨くことが大切です。

2　結婚と身元調査

花子　「お宅の娘さん、お話が進んでいらっしゃるんですって。」
松子　「ええ。」
花子　「いいわねえ！相手の人ってどんな方？」
松子　「○○会社の社長の長男で有名な大学を出ているらしいの。」
花子　「へえー、玉の輿(こし)じゃない……。でも、よくお調べになったの？」
（「子供のしあわせをめざして」－差別をなくすために－　岡山県教育委員会）より

考えてみましょう

○　花子さんと松子さんの会話で気になるところや問題になるところはないでしょうか。
○　よく言ってあげるのだから良いではないかと言って、身元調査に応ずる考え方はどうでしょうか。

上の会話は日常ありうる例ですが、結婚は人生の大切な節目の一つであり、幸せな結婚を願うのは人として自然な感情です。では幸せな結婚とは何でしょうか。その鍵は、お互いに苦楽を共にして生きていこうとする強い愛情が育っているかどうかです。日本国憲法第24条に「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し……」とあり、結婚する両人の気持ちが最も大切であり、親や親戚の人たちの意向によって決められるべきものではないことが明記されています。お互いに深く理解し合えるかどうか、共に協力して幸せな家庭生活を築いていけるかどうかを、本人同士がしっかりと話し合う中で、自分自身で確かめていくことが何よりも大切といえます。

この会話で気になるところは、結婚の良否を親の職業や学歴で判断したり、よく調べた方がよいと身元調査を勧めたりしているところです。ここには家柄などの世間体を気にする見方があります。もし、あなたが結婚する当事者だったらどう思いますか。結婚は本人同士の意向が最優先されるべきものです。本人の知らないところで調べられ、無責任な考えや誤った情報により一方的に判断されてしまう身元調査ほど許せないものはありません。

意識調査によると、身元調査を当然とする人が半数を超えています。自分だけが反対しても仕方がないという人を合わせると74%になります。

結婚と身元調査

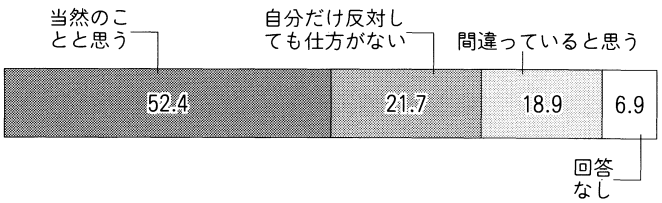

島根県民意識調査結果から　1998（平成元）年度

身元調査は、相手の出身地、家柄、家族の職業や社会的地位、経済状態などを聞き回るもので、本人の人柄や愛情以外のことについて調べたいという感情が根底にあります。人柄などよりも家柄を大切にする考えがそこにあります。家柄や血筋といった合理性のないものが結婚相手や個々の権利を踏みにじることもあります。

結婚相手と家柄・血筋

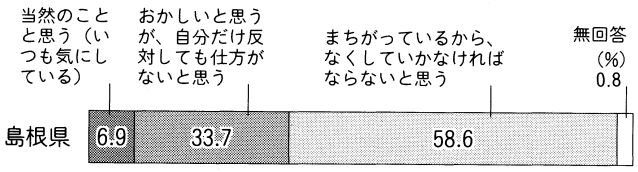

総務庁意識調査結果から 1993（平成５）年度

結婚を家柄や血筋と結びつけることについて、島根県の調査結果では間違っているとする人の割合は約60％と半数を超えていますが、一方、当然とする人が約７％、反対しても仕方がないとする人が３人に１人います。結婚を家柄や血筋と結びつけることを肯定している人たちがまだかなりいることを示しています。

相手のことをもっと知るために身元調査をしてもいいのではないかという意見もありますが、たとえ第三者から見て良いと思うことでも本人が良くないと思っていることもありますし、本人にとっては触れて欲しくない場合もあります。その話は本人の知らないところで勝手にされますから、誤りがあっても本人は反論することも、訂正することもできません。自分本位に判断し決めつけてしまうことは、知らず知らずのうちに人権を侵害していることになります。

身元調査を肯定する考え方は、社会的な差別と私的な利害、打算からくる感情で、自分さえよかったらというエゴイズムの現れです。このことは、同和地区への差別を温存・助長していく要因ともなります。自分の幸せという名のもとに他人の幸せを傷つけるような行為は許されないことで、様々な差別を生むことや差別の再生産につながることを認識し、断ち切ることが重要です。差別を拡大する身元調査はなくさなければなりません。今まで何の考えもなく受け入れて平気でいたとすれば改めなければなりません。

もし身元調査の依頼があった場合にはどう対応すればよいのでしょうか。身元調査には協力できませんという言い方だけではなく、相手の目的を確かめた上で、それが社会的に弱い立場の人を排除することであり、憲法に保障されている基本的人権を不当に侵害することにつながることを説得する必要があります。身元調査を許すことは、私たち自身の基本的人権が侵されることにつながることを説明し、許さない姿勢を確立していくよう働きかけていくことが大切です。

身元調査が、結婚などの時に同和地区の人を排除するねらいで行われた事実があります。無責任な会話による身元調査により、二人がせっかく育んできた愛が引き裂かれてしまうこともあります。このような人権侵害行為である身元調査をしない、させない、許さないという姿勢が大切です。

3　結婚差別

幸男は、会社で一緒に働いている和子の温かくて誠実な人柄に好感を持ち、５年間交際をした後結婚の約束をした。幸男から結婚の話が出た時、和子は初めて自分が同和地区の出身であることを話した。この時、幸男がそんなことは気にしなくてもいいと言ってくれたので、和子はとてもうれしかった。

幸男は、自分の両親に結婚をしようと思うことを電話で話した。彼の結婚を待ち望んでいただけに両親は大変喜び、早速、和子と一緒に食事をする機会をつくった。ところが、その席で和子が同和地区出身であることが話題になり、気まずい雰囲気になったが、その場はそれで終わった。

後日、幸男は両親に呼ばれ帰省することになった。和子は何となく不安な気持ちになったが、幸男の「どんなことがあっても結婚するから心配はするな。」という言葉を信じて不安な気持ちを打ち消した。

幸男が家に帰ってみると、両親だけでなく他に親戚の人たちが集まっていて、幸男に結婚を断念させるための話し合いが持たれた。この話し合いの中で、「私たちの家系に違った血が入るのは絶対に許せない。」「こわい人たちだから何をされるか分からない。」「お前が諦めてくれたら、みんなが幸せになるが、結婚したらみんなが不幸になる。」「世間に分かったら私たちみんなが困る。」などの言葉が出た。幸男は、初めは結婚する気持ちは変わらないと元気がよかったが、次第に両親の気持ちの方に傾き、結局、幸男は和子との結婚を諦めた。その後、２人きりになった時、幸男は気にしている和子に「二人の幸せのために、もう会わないようにしよう。」と一方的に言い、それ以後和子がいくら会うことを求めても忙しいからと言って会ってくれなくなった。

素晴らしい夢が実現されるはずだった結婚の約束は、和子に深い傷を残して終わることとなった。

（結婚差別の事実に基づいて再構成したもの）

考えてみましょう

○　同和地区の人と結婚しようとしたら、親や親戚の人たちから反対されました。あなたはどう説得しますか。

○　結婚にかかわる差別をなくすためには、どうすればよいかを考えてみましょう。

みなさんにとって、結婚問題は自分自身にかかわる関心の深い問題でしょう。人生の門出である結婚は夢と希望にあふれているものですが、同和地区の生まれというだけで二人の愛情が引き裂かれる結婚差別が今も残っていることは悲しいことです。

お互いの愛を確認し将来の約束までしながら、周囲の心ない差別により結婚をあきらめて

しまった例です。ここには、こわい人たちとか、血筋や家系、世間体を持ち出して反対している両親や親戚の人たちの同和地区に対する偏見があります。また、同和問題を正しく理解していないために、その不合理なところを正すことができない幸男の姿があります。聞き伝えで植えつけられた予断やいつの間にか教え込まれてしまった同和地区への偏見を、当然の事として疑いもしないで受け入れてしまっている現実があります。また、同和地区へのこだわりから結婚に反対する親たちの意識の中にあるものは、親族の目であり隣近所の目といった世間体です。世間体に縛られている差別意識をなくすために、差別はする側の問題であることを念頭において考え、その差別に気づき、不合理なものは正し、誤りは伝えていかない姿勢を持つことが大切です。

同和地区の人たちの結婚の状況はどうでしょうか。

実態調査によれば、３組に１組が夫婦のうちいずれかが地区外の生まれであることがわかります。更に年令別でみると40才代を境に、それまでは地区内同士の結婚が多かったのが逆転し、30才未満では地区外の人との結婚が80％となっています。この調査から同和地区外の人との結婚は増えていると言えます。しかし、結婚後も行き来がなかなか出来ないなど、まだ多くの問題があります。

同和地区の人と同和地区外の人との結婚状況

(1)　年度別比較

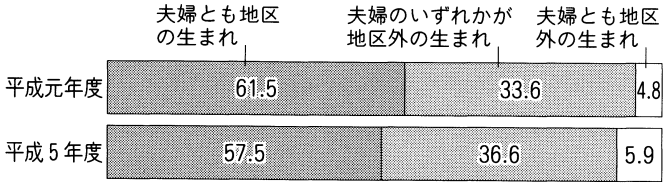

(2)　年令別比較

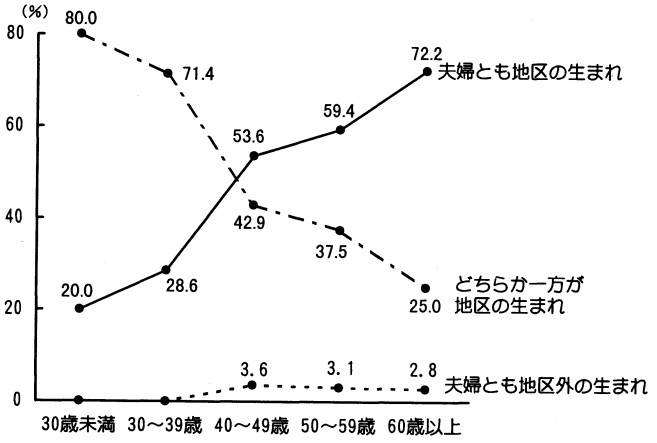

総務庁同和地区実態把握等調査から 1993（平成５）年度

わたしたちは同和地区の人の結婚について、自分には関係のない他人事として受けとめるのではなくその不合理さに目を向け、差別を断ち切るように努力しなければなりません。今、人権を尊重する生き方が求められています。同和問題を考えることは、あらゆる差別を見つめることであり、すべての人間が平等に生きることのできる社会をつくることにつながります。

無知からくる差別、根拠のない偏見を鵜呑みにしての差別、気づかずにしている差別の怖さを認識し、不合理な差別に対して毅然とした態度が持てる勇気と力を持たねばなりません。無関心や逃避は差別を容認し温存する社会を許すことになります。住みよい社会にするために、差別をしないだけでなく、させないよう説得する姿勢が大切です。

私は、彼と結婚して大変良かったと思っています。結婚差別があることは知っていましたから、彼が同和地区の出身であることから幸せな結婚ができるだろうかとても心配でした。結婚までの道程は決して平坦なものではありませんでした。ややもすると自分が身を引けばいいといった諦めの気持ちが大きくなったり、これでいいのだろうかという迷いに心が暗くなったりした時もありましたが、その時にいつも周囲の人たちの励ましの力がありました。この力に支えられたことが、明るく頑張っていこう、私たちの人生は私たちで拓かないといけないという勇気につながりました。

両親は、初め反対でした。年が離れているというのが表向きの理由でした。しかし、本当のところは、家柄が違う、親戚が黙っていないだろう、苦労することが分かっているところへ行かすわけにはいかない、というものでした。私は、親から勘当されるかもしれない。もしそうなったら会えなくなる。今、できるだけ親孝行をしておこうと精一杯努力しました。後で、父親が「あの時は、お前の気持ちが痛いほど分かった。お前には負けた。」といって肩に手を乗せてくれました。

私たちは、親を説得するために同和問題について学びました。多くの人との出会いがあったし、今まで知らなかったことが分かりました。さまざまな差別にも目を向けることができるようになりました。

親戚の人たちが反対し、泣きたいくらい胸が締めつけられていた時、いとこが会社での同和教育研修会の内容を話してくれたこと、普段おとなしい叔母が一言「何をおかしなことを言っているの。同じ人間でしょう。」といってくれたことを今でも忘れません。

結婚式は、一部の人たちしか来てくれませんでしたが、いつかは分かってくれると思っています。

（結婚差別の事実に基づいて再構成したもの）

これは周囲の人たちに支えられ幾多の困難な状況を乗り越えて結婚した事例です。この事例で感ずることは、同和教育研修で学んだことを踏まえたいとこの発言や、叔母の「同じ人間でしょう」と人権尊重の心をさりげなくいった一言で、社会に部落差別がどうして存在するのかについて正しく学び、その解決を目指して行動をした2人の勇気ある生き方です。それは、心を深く傷つける差別への憤りや誇りある生き方への感動などを、部落差別の起源や差別と闘ってきた人たちの歴史の中から学び、人間としての生き方を振り返っていった結果といえます。歴史から学ぶことは、住みよい社会をつくるためには重要なことです。学ぶことにより自らの意識を変革し、それを行動へとつなげていかなければなりません。

4　家庭の中の人権問題

(1)　家庭における家事の分担

1993（平成５）年度島根県政世論調査結果

〈問〉あなたのご家庭では、次の家事などを主にどなたが分担していますか。

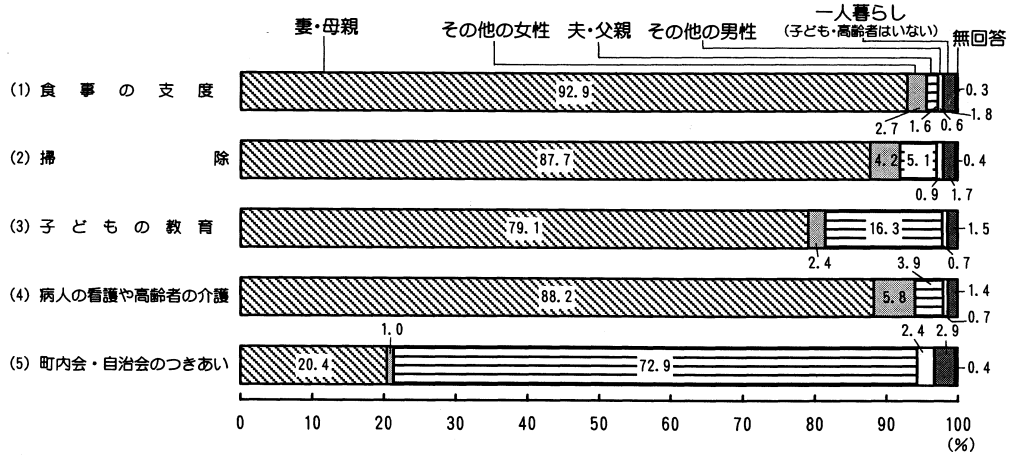

考えてみましょう

○　主に女性が家事を担っている現状について話し合ってみましょう。

○　家事を「女性の役割」とすることについて考えてみましょう。

○　人権尊重の時代にふさわしい家庭生活における男女のあり方や、家族の一人一人の人権について話し合ってみましょう。

上の調査結果を見ると、家庭生活における家事は、主に女性（妻・母親）が担っているという実態があることが分かります。これは「男は外で仕事、女は家庭」という、性の違いによって役割を固定した考え方が、今日の社会においてもなお、私たちの意識の中に強くあることを浮き彫りにしています。

(2)　「男女の役割」の見直し

女性の経済的自立が困難な時代には、女性は「結婚して一人前」とされ、子どもを生み育てていくことが「女の生き方」とされていました。そして、女性に家事・育児を担わせ、男性は、その妻子を養うことが義務とされていました。さらに女性は、自分を抑え、親や夫に従順で家事や育児に携わることが家族への愛情のあらわれと見なされ、家のために尽くすことが求められてきました。

戦後、女性の社会活動の広がりや人権意識の高まりの中で、それまで当たり前のこととされていた「女らしさ」や「女性の役割」に対しての疑問が出されるようになりました。それは、「女のくせに」とか「女だから」という男性中心社会による固定的な考え

方への問題提起でもありました。実際、家事労働が家庭や社会生活を成り立たせるために重要な役割を果たしているにもかかわらず、賃金の対象となる仕事より低く見られる傾向がありはしないでしょうか。また、家事労働が低く見られるということは、女性に対する評価そのものを低くするという考え方にもつながります。その考えの背景には、女性は男性より能力的に劣っているからという誤った見方や、女性は女性としての特有な役割があるのだという意識が働いているといえるでしょう。

一方、「男は外で仕事」という考え方からは、男性の評価基準を職業や社会的地位・収入等で見ることになります。これは偏見であり、男性にとって、自らの個性や能力を生かした人間としての豊かな生き方をゆがめてしまうことにもなりかねません。

(3) 女性の権利は人権

男女の役割を見直すことは、「女性の権利は人権」【1993（平成５）年世界人権会議で採択された『ウィーン宣言』】の理念のもと、まず固定的性別役割分業を根本的に問い直し、なくしていくことです。それは、社会的に作り出された性差別をあらゆる分野からなくしていく取組みでもあります。そして、女性が一人の人間として、自由・平等で自己決定権を持った人権の主体者としての自己実現をめざすことのできる社会を築くことが求められているのです。

(4) 仕事も家庭も女性が

最近では、働く女性が増えてきており、雇用者の４割を占めるようになりました。しかし、現実は家庭的な責任を軽減することなく、職業的な責任をも負う結果となっています。

また、急速に高齢化が進む今日の社会において、高齢者介護の多くを女性に依存している実態があります。「高齢者問題は女性問題」であるとも言われるゆえんです。

総務庁が1996（平成８）年10月に実施した社会生活基本調査結果によると、育児や介護を含む女性の一日の家事関連時間は、平均３時間46分で男性の約８倍に達し、女性に大きな負担を強いる結果となっています。今後、高齢者介護の問題は、社会的な介護システムの整備とともに在宅介護においても、高齢者や女性の人権問題として真剣に取り組んでいかなければならない大きな社会問題です。

(5) 家族一人一人のために

男性中心の古い家意識にとらわれた家庭では、家族一人一人にとって「心の居場所」としての家庭にはなりえないでしょう。

家庭の中の人権問題を考えるということは、家族の誰もが人格を持った一人の人間としてお互いを尊重し合い、それぞれの人生を豊かに生きていけるように支え合っていくということです。そのためには、家庭の中で「封建的な家族関係や慣習はないか」「子どもの成長をはばんでいるものはないか」等、家庭の在り方を見直していくことが必要です。また、同和問題について家族で話し合い、同和問題に対する正しい認識を持つことで、家庭の中から差別をなくしていく具体的な取組みも求められています。

Ⅴ　同和問題・人権問題研修の実際

1　青年団体における研修

青少年の社会変化意識・(複数回答)	
社会変化意識	%
今の社会は、障害者に対する配慮が足りない	58
男の人も、女の人と同じように家事や育児をするのは当然だ	58
結婚相手はどこの国の人でもかまわない	57
外国人と親しく交際してみたい	55
今の社会は、高齢者に対する配慮が足りない	47
結婚し子供を育てることだけが幸せな人生ではない	47
『日本の青少年の生活と意識』総務庁青少年対策本部 平成8年12月より抜粋	

近年の青年の社会意識を見ると、社会に対する様々な意見や問題意識があることがわかります。その中でも、高齢者・障害者・女性への配慮が今の社会は足りないという意見が多く見られます。このような社会への問題意識は、民主的な地域づくりの原動力になるものですが、具体的な実践化への意欲付けがなされないと単なる批判で終わってしまいます。部落差別についてもそれは言えます。悪いことは頭ではわかっていても、自分の問題となると部落差別を容認する傾向があります。これは青年層に限らず、どの年齢層でもいえることですが、特に、次の時代を担う青年達が足元の差別に気づかず、昔からのしきたりや習慣にとらわれて毎日の生活を送っていることは問題です。

青年達が民主的な社会の実現にむけて積極的に努力できるようにするためには、青年層を対象とした研修が必要となってきますが、残念ながらそのような研修はあまり行われていないのが現状です。その一因には、青年団体活動の停滞があると推察されます。

このような状況のもとで、島根県連合青年団は県教育委員会の委託を受けて、1980（昭和55）年から同和問題の解決を図るために関係団体と連携を図り研修をしています。

青年団は、日程や研修内容、講師の選定、グループ討議の内容等について自主的に話し合いを行い、決定しています。

以下、ある年度の研修の様子についての概要を述べます。

(1)　趣　旨

この研修会は、県内の青年が相互に意見交換することにより、同和問題を正しく理解・認識し、同和問題の解決を自らの課題として受けとめ、地域において意欲的に実践活動に取り組んでいく青年リーダーの育成を図ることを目的とする。

(2)　主　題

「今、青年として同和問題の解決にどう取り組めば良いか」

(3)　具体的目標

①　青年団体相互の意見交換を通して、同和問題の本質を正しくとらえ、自らの人権意識と差別を見抜く力を高め、差別解消への実践力を養う。

② 同和問題をはじめ、身の回りにある差別に対する自らの心の中に潜む差別意識に気づき、同和問題を他人事ではなく、自分自身の問題としてとらえる。

③ 同和問題が未だに厳存している事実を実感し、重大な社会問題であることを認識する。

④ 差別の現実に学ぶ中で、その克服にどのように努力していけば良いか、実践活動につながるように学習する。

(4) 研修内容

① 講演「今後の同和問題・人権問題を考える」

＜概要＞

ア 同和教育とは何か

イ 同和問題をめぐる社会的状況

ウ 同和問題・人権問題をめぐる逆風現象と国際識字年

エ 従来の同和教育の弱点

○同和教育がスローガンだけになっていたのではないか

○同和問題学習の内容が本質に迫りえていたか

～同和問題とは何かを説明しきれていたか～

○「部落差別」と「一般差別」についてその共通性と独自性が説明しきれていたか

○研修方法や推進体制に問題点はなかったか。

オ 今後の同和教育・人権教育の推進に向けて

○同和問題の解決の展望を明らかにすること

○交流と連帯、共同化をどう進めるか

カ 同和教育・人権教育の視点からの憲法の読み方について

キ 青年の生き方と同和教育・人権教育

ケ まとめにかえて

② レクリエーションタイム

午後の分散会での意見交換を円滑に行うためには、参加者の心を解きほぐし、何でもいえる雰囲気づくりを行う必要があります。そのために、1997（平成９）年度からこの時間を設け、参加者の心と体をリラックスさせ、しかも、参加者同士がチームになって行うゲーム的運動を取り入れ、より短時間で打ち解けやすくするようにしました。具体的には、体育館で、音楽に合わせて踊ったり、歌ったり、ジャンケンゲームをしたりと楽しい活動をみんなが行いました。

③ 分散会

レクタイムが終了すると分散会です。レクタイムで心をすっきりさせておいたので分散会は、はじめから和やかにしかも率直に話し合いがなされました。各分散会の人数は６～７人程度で、非常に話しやすかったようで本音が多く出されました。この時

は、他県からの参加者もあり、他県の差別の現実の様子なども出していただき、話し合いに広がりと深まりをもたせることができました。

また、内容も身近な結婚差別や就職差別の問題、迷信、因習等と部落差別のかかわりを取り上げ、何がどう問題なのか話し合うことができました。

〈分散会の様子〉

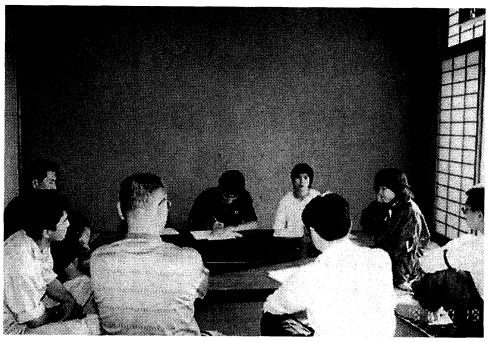

④　分散会報告

４つの分散会で話し合われたことの概要が、全体会で報告されました。

○同和問題が昨今、人権問題あるいは人権教育という言葉に隠れ、認識が薄くなっている傾向にあるのではないか。今回の研修で、部落差別の現実やこれからの生き方について、若者同士の意見交換を通して考えることができた。

○参加が少ないという現状があるが、たとえ少ない参加者であってもこういった研修を積み重ねることが人権意識の高揚につながると思う。

⑸　研修を終えて（望ましい研修の在り方とは）

①　同和問題についての話し合いでは、とかく構えられ堅苦しい雰囲気の中で意見があまり出ないことが多く見られます。しかし、話し合いの前にこの会のようにレクタイムを設けるなどして、参加者の心をできるだけ開かれたものにすることによって、話し合いは意欲的なものになります。また、グループもできるだけ少人数にすることで率直な意見交換ができます。

②　話し合いの内容は当然同和問題を扱いますが、日常生活のなかでの差別問題を取り上げることによって、差別の問題性を浮き彫りにすることができ、それと部落差別は根は同じものであることを考えていくことができます。青年層の話し合いでは、結婚・就職・職場における差別問題など多くの差別を取り上げることができます。

③　参加者には、今まで切実な問題だという認識がなかったが、話し合いを通して、同和問題は自分自身の問題だと思ったとの感想や、今までは自分が差別をしなければよいと思っていたが、来年はもっと仲間を増やし、差別解消に努めるように前向きで頑張りたい等の感想が寄せられました。

④　今回のような研修会を地道に積み重ねることが、差別を少しずつなくしていくことにつながります。その成果を更に実りあるものにするには、いろいろな立場の人との交流を図り、差別解消に連帯して取り組んでいくことが大切です。

2　企業等職場における研修

マ キ ち ゃ ん

中学校　高校を
立派な成績で卒業したマキちゃん
ひとみがとっても澄んでいた　マキちゃん
健康で　職場のみんなに好かれていた
明るいマキちゃん
マキちゃんは　何でもよくできた
ソロバン、タイプ、経理

……

そのマキちゃんが
ある日突然会社からいなくなった
なぜ
それは、それは
あの心ないあの一言のために

～店の同僚の詩から～　　（『みちしるべ』高知県教育委員会）より

この詩のように、心ない一言によって職場を離れざるを得なかったり、つらい思いで働いていたりする人もいます。

わが国の憲法は、第22条で、すべての国民に職業選択の自由を保障しています。その職業選択の自由、すなわち就職の機会均等ということを簡単に言えば、だれでも自由に自分の能力や適性に応じて、職業を選べるということになります。この精神を社会の中で生かすためには、公正な採用選考をすることはもとより、採用後の雇用管理を適正に行っていくことと、地域社会の差別意識をなくしていく努力がなされなければ、実質的な職業選択の自由は保障されません。

今日の職場生活は、わたしたちの生活時間の大部分を占めています。それだけに、そこでの人間関係は、地域社会一般に比べて非常に濃密であるばかりでなく、時には、職務の都合によって、居住地さえ変わらなければならないほどです。人生を左右するものに血縁・地縁・知縁・職縁がよくあげられますが、地縁関係がうすれ、職縁関係が濃くなっていくのが現代のすう勢です。

このことは、単に個人的関係だけでなく、職場が地域社会全体に大きな影響を与える重要な社会集団であることを物語っています。したがって、地域社会が差別のない明るく住みよい社会づくりを志向している今日、まず、自分たちの職域から差別をなくすことが職場とし

て果たさなければならない最も大きな社会的責任の一つであるといえます。

また、明るく働きがいのある職場づくりという問題に目を向けてみましょう。たとえ仕事がよくできる人でも、正当に評価されなかったり、不当な扱いを受けることによって、働く意欲を失ったり、職場での人間関係がよくないために、実力を十分に発揮できない状態があるとすれば、それらは企業等にとって大きな損失となります。

企業や行政では、新規採用職員等の研修において、同和問題についての研修が計画的に実施されています。

ここで紹介する企業は、基本理念に「人間尊重」、「自主・自立・相互扶助」を掲げ、民主的な運営により公正な社会をつくりあげるために活動をしています。

＜取組みの実際＞

1　同和対策推進本部の設置 1996（平成８）年

2　同和問題・人権問題研修推進委員の設置 1996（平成８）年

3　職員研修

4　月刊広報誌の活用

・人権問題特集（内容：人権標語の募集、家庭と人権、障害者、外国人問題、男女共同参画型社会に向けてなど）

・担当者を同和問題・人権問題研修推進委員に選任

＜研修内容＞　～同和問題研修資料より～

1　同和問題

2　部落解放への歩み

(1)　被差別部落の成立ち

(2)　解放令 1871（明治４）年

(3)　水平社創立 1922（大正11）年

(4)　オールロマンス事件 1951（昭和26）年

(5)　同和対策審議会答申 1965（昭和40）年

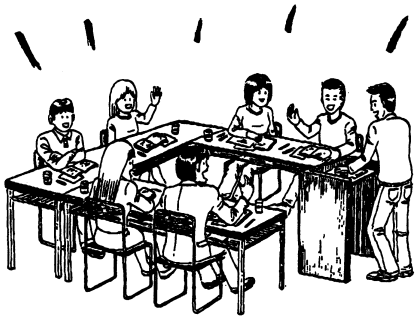

3　差別の実態に学ぶ

・全国的にあいつぐ差別事件

就職差別、結婚差別、パソコン通信利用等の差別事象

(1)　就職差別

①　身元調査、面接時の質問による同和地区出身者の排除

②　部落地名総鑑事件 1975（昭和50）年

③　面接時の違反質問（親の職業、家の場所、尊敬する人など）

(2)　結婚差別

(3)　差別言動

① 差別落書・差別投書・電話等

② 同和地区出身者に対する侮蔑、差別発言等

③ 市町村役場等への問い合わせ

(4) 学校現場での差別

(5) 宗教界での差別

差別戒名

4 同和問題や人権問題が問うもの

5 同和問題解決のために

(1) 同和問題を正しく学ぶ

① 同和問題は差別される側の問題ではなく、差別する側の問題である。(自らの問題である)

② 同和問題に関する誤った考え方の克服

「寝た子を起こすな」の誤り

(2) 自己課題化を図る

以上のような内容で、差別の現実に学び、他人事ではなく自分の問題としてとらえることができる研修内容を組み込んで行っています。

参加者は、研修会の後で次のような感想を述べています。

・研修を受ける前は、“自分は差別をしていない”と思っていましたが、研修を受けてところどころの話に心当たりがありました。勇気を持って、差別の問題の解決にあたっていきたいと思いました。

・今までは、同和問題に関して、寝た子を起こすような研修会はあまりやるべきではないと思っていた。今日の研修に参加して、無知なことが余計に差別をうむということが分かった。

・今日の話を聞いて、接客について自分も反省しています。これから気を付けて、お客さまをより大切にしたいと思いました。

このように、研修会を通して参加者は、差別の現実を踏まえて自分を振り返ることができました。更に職員の接客や応対の向上につながり、職場でも相手の立場に立つ気持ちが広がるなど、具体的に自分がこれからどう行動すればよいのかを考えるところにまでつながってきています。

しかしながら、研修推進委員の研修や職員の意識調査を踏まえた研修の手法の研究や、企業間や地域との連携など、今後も取組んでいかなくてはならない課題もあります。

3　楽しく実りある研修へ（参加体験型学習の試み）

県内のある高等学校でのホームルーム活動において、「就職差別をなくす」という主題で参加体験型の学習が行われました。

先生達が面接試験現場の劇を上演し、グループによる話し合いをとおして、生徒自身が質問の差別性を発見し、そして差別選考をどうすればなくせるかを考える学習でした。

(1)　模擬面接試験チェックリスト表

生徒は、次のようなチェックリスト表を使って質問の差別性を見抜いていきました。

模擬面接試験を見ながら、下の①②に答えて下さい。

①　差別性のある質問（行為）の要点を各自で書いてみて下さい。

②　これらの質問の差別性について考えてみよう。誰に対する差別か、あるいはどこが差別か話し合って答を書いて下さい。

No.	① 質問・行為の要点	② 差別性について

(2)　面接試験シナリオ

ホテルグループの試験会場に、フロント志望の女子高校生が受験にやってきたという場面設定でした。次のシナリオを使って、先生方が生徒の前で実際に劇を演じました。

面　接　官	受　験　生
「次の方どうぞお入り下さい」	ノックをしてドアを開け面接官の前に行き、「失礼します、島根県立○○高等学校から参りました○○です。よろしくお願いします」
「着席してください、今から面接試験を行ないますが、固くならずにリラックスして下さい。」	一礼
「それでは、履歴書と午前中に行ったアンケートを参考に少し質問をさせて下さい」	「はい」
「まず、○○高校とはどういう学校か簡単に紹介してみて下さい」	「はい」
	「○○○○などの豊かな自然に囲まれた全校生徒○○名余りの学校です。

部活動が盛んで、特に○○○○部は毎年のようにインターハイに出場しています」

「ほほう、部活動が盛んなのですね。あなたは、何か部活動に入ってましたか」

「はい、私は3年間バスケット部でした」

「バスケットですか。3年間やり通したのですね」

「はい」

「部活動の成績はどうでしたか」

「はい、1年生の時から公式戦で1度も勝ったことがなかったのですが、最後の県の高校総体で1回戦を突破することができました」

「ほう、それは良かったですねえ、3年間の部活動を通じて何か得るものはありましたか」

「はい、何でも話せる友達ができたことや、苦しい時に自分に負けない強い意志ができたこと、そしてなによりも、コツコツ努力すればいつかは報われるという自信のようなものがついたことです」

「それはすばらしいことですね」

「ところで、ご両親の出身は○○ですか」

「いえ、父は○○ですが母は違います」

「ほう、ではお母さんはどこですか」

「あの、△△△市です」

「ほほう、△△△市のどのあたりですか」

「□□町です」

「町内に川が流れていますが、川の東側ですか西側ですか」

「それは、私にはちょっと分かりません」

「では質問を変えます。アンケートによりますと、お父さんはいらっしゃらないようですが、家の収入はお母さん一人でまかなっていらっしゃるのですか」

「はい」

「それは大変ですね。つかぬことを伺いますが、……借金はありませんか」

「それは……」

「いや、失礼しました。それでは次に、得意な科目は何ですか」

「はい、国語と英語です」

「フロントの仕事は外国からのお客様もいらっしゃいますので、英語が得意なのはいいですね。簡単な英会話はできますか」

「ええ、簡単な日常会話くらいなら……」

「ところで、趣味はなんですか」

「読書とか音楽鑑賞です」

「本はよく読むのですね」

「はい、月に2、3冊程度ですけど」

「それでは、誰か尊敬する人がいますか」

「あ、それは学校の指導で答えられません」

「答えたくないのですね」	「いえあの、答えないと不利になりますか」
「いえいえ、そんなことはありませんが…」 「では、参考までに血液型は何型ですか」	「A型です」
「フム」 「高校の一番の思い出といえば何ですか」	「ん～、やっぱり体育祭ですね。クラスみんなで団結して応援合戦の踊りの練習をしたり終わってフォークダンスを遅くまで踊ったりしたのが一番の思い出です」
「ほほう、それはいい思い出ですね。では最後に立ち入った事を聞きますが、今、将来を考えてお付き合いをしている人がいますか」	「え～……、そんなことは……ちょっと」
「言いにくいでしょうねえ、いや、結構です。」 「それではこれくらいで終わりにしましょうか、ご苦労様でした。気をつけてお帰り下さい」	「ありがとうございました」

(3) 生徒の感想と考察

この事例では、先生達の真に迫る劇によって、受験生の心情を自分のこととして考える生徒が多くみられました。

次に紹介するのは、学習後の生徒の感想の一部です。

- 劇などがあってすごく分かりやすくてよかった。ビデオより実際やってくれた方がよかった。
- 一人で考えるのではなく、班で相談してよかったと思う。
- 今まで見たことのない、再現を用いた授業内容はとてもよかった。班としてみんなと協力しあってよかった。
- 先生から教わることも大切だが、高校生ともなれば自分で考える力を養うことも重要なのでこういった機会を増やしてほしい。

授業後の生徒の感想から判断すると、従来の講義型の学習形態よりも生徒が主体的に参加する姿が見られました。また「同和教育は楽しい」というイメージも生徒に形成されたと思われます。

この選考の差別性については、前述の「Ⅱ青年と職業　1就職差別をなくすために」の項を参照していただくと分かると思います。

Ⅵ　人権の世紀に向けて

1　若い力の人権啓発フェスティバル

(1)　人権文化の構築

人間らしく生きるために必要なすべての権利のことを「人権」といいます。人類は、20世紀前半に起こった二つの世界大戦の教訓から、世界平和の実現は、人々の「人権」を保障することが大前提であることを学びました。

その世界平和を維持するために国連は、第49回国連総会【1994（平成６）年12月】において、「人権教育のための国連10年」を決定する決議を採択しました。わが国でも1997（平成９）年７月４日に「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」が公表され、人権教育を推進することにより「人権という普遍的文化の構築」を図っていこうとする国際的な活動が始まりました。

21世紀は、人権が尊重され平和な社会が実現する中で、人間らしく生きる文化が栄えることになるでしょう。

わたぼうしコンサート：
舞台上に、あふれる参加者の笑顔、笑顔、笑顔。会場と舞台でみんなの気持ちが一体化しました。共に同じ時を生きている喜びに満ちています。
（人権フェスティバル　コンサート部門　より転載）

考えてみましょう

○　「人権を守る。大切にする。」よく言われることですが、具体的にはどう行動することでしょうか。
○　人権尊重の文化活動とは、どんな活動をすればいいのでしょうか。
○　今の若い人達は、「利己的で、社会的な活動に束縛されるのを嫌っている」と言われることがありますが、他者の人権擁護の活動には非協力的なのでしょうか。

「人権」とは、自己実現（潜在的な能力を開花させ、最善の人格となること）と幸福追求のための権利です。いいかえれば、自分を好きだと思うことができ、安定した自己の概念とプライドを持ち、自分の夢や可能性を積極的に追求する生き方ができるかどうか、また、他者と良い出会いをし、対話をしたり、共同で何かに取り組むことを通じて、お互いがより豊かになれるような関係を作られるかどうか、ということでもあります。

また、「今の若い人達は、社会的な貢献よりも、身近な人との愛情を大切に、その日その日が楽しく過ごせればよく、職場や地域の団体・グループ活動に束縛されることを嫌う反面、自分にとって気の合う仲間との趣味やサークル、クラブ活動を生活の中心としている。」とも、批評されることがあるようです。確かに、「人と人との関わり」が苦手になってきている傾向も出てきているかもしれませんが、阪神大震災後のボランティア活動に若者が多く参加していたことからすると、社会問題に無関心であるわけではありません。今の若い世代の人達は「個人一人一人の人間性」を守りながら、社会貢献の道を模索しているものと、期待したいと思います。

そして、新しい21世紀の文化は、その時代を生きる新しい世代の人達によって構築されるべきであり、今の青年層にこそ、その役割が回ってきたともいえます。

⑵　若い力が変える社会意識と共生社会の建設

人権教育は、世界の潮流です。我が国においても、「人権教育のための国連10年」推進本部が設置され、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成するための国内行動計画も定められました。その中に、同和問題は重要課題として位置付けられています。

その流れは、これまで個々に啓発活動してきた「差別の問題」を人権という共通項で統合すると共に、「自己課題化して受け止める」という啓発・教育の課題を解決する方法を拓くことになりました。そして、ややもすると「堅苦しくて逃げ出したい」という意識や、「またか意識」の払拭をするための手法の転換にもなりました。例えば、参加体験型研修もその一つです。これまでの講義形式による受身型の啓発活動はマンネリ化し、参加者が固定化していました。その結果、住民への啓発効果を高めることができませんでした。このような状況を打破するためには、参加者が主体的に参加でき、しかも人権についての「知識」だけにとどまらず、「技術」をも習得できるような研修方法が必要です。そこで、最近参加体験型研修に注目が集まってきています。

「人権教育」では日常的な「人と人との関わり」による暮らしの中から、ごく自然に習慣として「生きる力」を身につけることが重要なのです。そして、今日では、「人権について考える習慣を身につけ、その擁護のために何ができるのか」という、自発的で具体的な行動を伴うことが、啓発・教育の課題となっています。

しかし、人の生き方に触れることは容易なことではありません。それは、啓発される側の人の今日までの人生を否定する場合もあり得るからです。それゆえに、固定観念の少ない若い世代の人達にこそ人権啓発・教育推進の成否の鍵があるものと思います。青年の情熱による実践力が、社会の構造や人々の意識を変えてきたことは、歴史的にも多くの例があります。「人権問題」においても、この大きな転換を図っていく推進力は、これからの社会を担う中核的存在の青年層にあると言っても過言ではないでしょう。

(3)　地域社会での人権をテーマにしたイベントの成功

1998（平成10）年７月５日に浜田市の石央文化ホールにおいて開催された人権フェスティバルを紹介します。

音楽と猿とパンダが出迎えました
（石央文化ホール　会場入り口）

浜田市においても、同和問題への研修会への受講者が青年層に拡がらないことが大きな悩みの種でした。少数の人々に対する差別の問題を、多数の人々に自己課題として受け止めてもらうための啓発・教育はどのようにすればいいのか。課題はわかっていても、方策に困っていました。

そんな折に、世界的な人権教育の潮流が押し寄せ、差別の問題を多数の人々の問題として捉え直すことにより、啓発する側の中核に青年層をもってくる解決策を教えられました。そして、それを実行するには、行政主導型でない人権フェスティバルの開催が、人々にとって最も人権問題に関わりやすい方法でもあったわけです。

転換の視点

☆自らの権利を求めることにより、他者の権利を守る義務を自覚する
☆自己課題として人権を捉え、他者の差別の問題に気付く
☆個々の趣味やサークル活動を通して、人権啓発活動を行う

まず、啓発される側（行政サイドから見て、実行委員の人達や彼らが所属する団体のこと）への協力依頼から始めました。すると、各種団体や機関において、「自分の分野でなら」と快く要請に応えてくれた若い人達がでてきました。このように、主体的な意欲を持っておられる人達の活躍には、目覚しいものがありました。そして彼らのおかげで、当初の思惑を大きく上回るすばらしいしいイベントを実施することができました。

このことは、「人権とは縁がない」という既成概念に捕らわれないようにすることと、一人一人の得意分野を応用した関わりの場を提供することが、若い人達の発想と行動力を十分に発揮させられる啓発の前提条件であったとも言えるでしょう。

(1)【タイトル】「人、光り輝く町々、石見」　人権フェスティバル
(2)【事業の結果】対　　象　：近隣市町村を含む住民（石見地方）
　　会場来場者総数：1,730人
(3)【運営の主体】実行委員会　：17団体からの21名による構成

⑷ 【イベントの内容】

① パネル＆写真展

ア 「児童、生徒からの発信」…… 小、中、高校生による合同出展
イ 「VISIONS」 …… 国連の啓発写真パネル
ウ 「世界における児童労働の実態」…… ＩＬＯ（国際労働機関）提供
エ 「全国水平社」＆「戦後の部落問題諸相」…… リバティ大阪提供
オ 人権教育の詩「まごころを求めて」他、 …… 教育委員会の展示コーナー
カ 「チェルノブイリと核の大地」…… 広河隆一の写真展
キ 法務局コーナー、ハローワークコーナー、浜田子ども達の未来を考える会コーナー

② わたぼうしコンサート

「生きる強さ、心のやさしさ、命の尊さ」があふれました。力強く「人権文化」を歌いあげたみんなで作ったコンサート（**語り部による“ひとりぼっちのみみず”の詩は、感動的でした。**）

③ どんぐりの家

「私は生まれた、愛されるために、そして、**愛を伝えるために**」

山本おさむ氏が思いを込めて贈る珠玉のアニメ映画を上映。深い感動を呼び、生きる力が湧いてきました。（**会場は、親子連れでいっぱい。風船が咲き乱れました。**）

④ 千葉紘子講演会

演題：「思いやり学ぶ機会なく、しつけも教育も“**人任せ**”」篤志面接委員・保護司でもある講師が少年のナイフ事件についても語りました。

⑤ ピーターとおおかみ

プロコフィエフ作曲音楽人形劇の上演（ゆうの会の公演）「すてきな音楽で**情感を育てたい**。お子様とごいっしょにどうぞ！」と、感性の育成を保護者の方たちに伝えました。（**小ホールに入りきれない人、人…。熱気で冷房が効きませんでした。でも、子どもたちはじっと音楽に聞き入っていました。**）

⑥　特設人権相談所、お菓子のお家、バザーコーナー、喫茶コーナー等の設置

⑦　ダミアンズライブ

なつかしいアコースティック楽器の演奏とボーカルコーラスで、聴衆の心をとらえました。

（心が旅に出たように聞き惚れたと好評でした。）

(4)　若い人達のやる気とエネルギー

①　【実行委員の思いと来場者の思い】

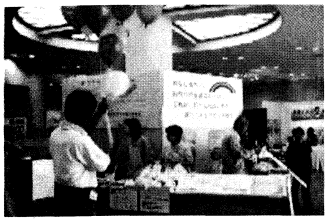

会場準備中のようす、何人来てくれるのか？　不安も

実行委員会へ加入の協力を依頼した時点（3ヶ月前）では、「人権フェスティバル？　何をするのか？」「何をやらされるのか？」という警戒めいた思い（人権問題は暗いイメージ？）が、各実行委員の胸によぎったのではないかと思います。各々が、フェスティバルの開催に仕事としての義務も無ければ、これまでも特に付き合いの無かった団体や機関から集まったことを考えれば、当然の迷いだったと思います。

しかし、来場者には良い物（展示物、掲示物、詩、歌、音楽、劇、映画等）に触れて楽しんでもらうだけでいいという気楽さから、彼らの肩の力も抜けていったように思えます。

○自分達の仕事やサークル活動は人権啓発とは別物と考えていたが、めざすもの（幸福の追求）は同じだと分かった。
○こうして、いい情報を楽しみながら発信していけば、大きな力となる。

（実行委員の反省より）

○どうして、もっと早くしてくれなかったのか、自分達の事をもっと多くの人々に知ってもらいたい。
○子どもたちが、「人権」について、思っていた以上に勉強していたので感心した。

（来場者の声より）

②　【成果と期待】

実施主体を若い人達の主導による実行委員会にしたことで、行政主導型では難しい、組織に捕らわれない自由な発想による企画が出来たと共に、若い人達の意欲が十分に発揮され、結果を出すことができたのではないでしょうか。また、実行委員会を構成する各組織の間に、このイベントを通じて、「人権」というキーワードを基にしたネットワークづくりや人間関係が出来たことは、今後の啓発・教育活動の大きな財産にもなりました。やがて来る21世紀が人権文化の栄えた共生社会となることを願い、ライフワークと合致した人権擁護活動の推進を若い人達に期待したいと思います。

資料 ①

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

平成６年（1994年）12月の国連総会において、平成７年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連10年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成７年（1995年）12月15日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置した。

推進本部は平成８年（1996年）３月18日、第１回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成８年（1996年）12月６日に、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（中間まとめ）を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連10年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて、人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

㈱　「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連10年行動計画」において定義されている。

１．基本的考え方

⑴　冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成５年（1993年）には、世界人権宣言採択45周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成６年（1994年）には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第49回国連総会（平成６年（1994年）12月）では「人権教育のための国連10年」を決定する決議が採択された。また、平成７年（1995年）９月に北京で開催された第４回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の

重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

(2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成８年（1996年）５月17日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。

「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』（人種差別撤廃条約）にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である21世紀に向けた我が国の枢要な責務というべきである。」

(3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あまり問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連10年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

(4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広

報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本10年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、ＨＩＶ感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

⑸　さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本10年の実施に当たっては、国内的実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

⑹　また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連10年」の趣旨等を広める必要がある。

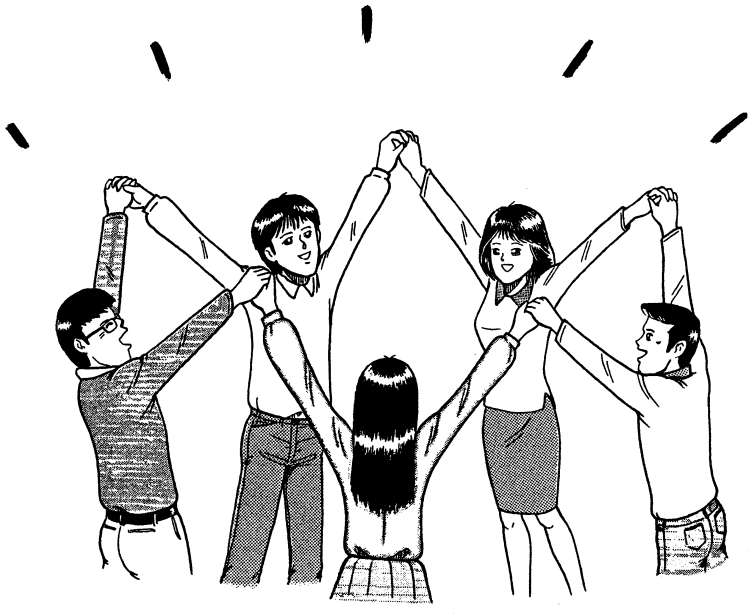

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 －要旨－

項　　目	内　　容　　例
1．基本的考え方	・　人権教育の趣旨、背景 ・　我が国における人権教育の意義 ・　人権教育10年に対する基本的理念、目標、取組の留意点
2．あらゆる場を通じた人権教育の推進 (1)　学校教育における人権教育の推進	・　幼児児童生徒の人権尊重の意識を高める教育の推進、人権教育に関する指導内容・方法の充実、教員研修や情報提供による人権教育の支援、大学における人権に関する教育・啓発活動についての取組への配慮
(2)　社会教育における人権教育の推進	・　社会教育施設等における人権に関する学習機会の充実、識字教育や障害者等の学習機会の充実、指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実
(3)　企業その他一般社会における人権教育等の推進	・　人権侵害の被害者救済に関する施策の調査研究、人権教育の手法の調査研究、プログラムの開発、国連人権関係文書の普及・広報、教材・資料等の作成による啓発活動、指導者育成、人権に関する情報の整備・充実、企業の公正な採用選考システムの確立の指導・啓発
(4)　特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進	・　検察職員、矯正施設・更生保護関係職員等、入国管理関係職員、教員・社会教育関係職員、医療関係者、福祉関係職員、海上保安官、労働行政関係職員、消防職員、警察職員、自衛官、公務員、マスメディア関係者に対する人権教育の推進。
3．重要課題への対応 (1)　女性	・　「男女共同参画2000年プラン」を踏まえた取組の推進。 ・　政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直しと意識の改革、女性の人権についての教育・研修・啓発活動の推進
(2)　子ども	・　子どもの人権についての教育・研修・啓発活動の推進、児童の権利に関する条約の趣旨・内容の周知、いじめ問題等に

	ついての総合的な取組の推進、児童の商業的性的搾取の防止、子どもの人権専門委員制度の充実・強化
(3) 高齢者	・ 高齢者の人権についての教育・研修・啓発活動の推進、相談体制の整備、高齢者の社会参加の促進、雇用・就業機会の確保
(4) 障害者	・ 障害者の人権についての啓発・広報活動や教育の推進、障害者の社会参加と職業的自立の促進
(5) 同和問題	・ 地域改善対策協議会意見具申を尊重するとともに、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成８年７月26日閣議決定）」に基づき、人権教育・人権啓発事業を推進
(6) アイヌの人々	・ 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、施策を推進 ・ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するための啓発活動の充実・強化、人権相談体制の充実
(7) 外国人	・人権相談体制の充実、差別意識解消のための啓発活動の推進。
(8) ＨＩＶ感染者等	・ ＨＩＶ感染者、ハンセン病への理解を深めるための啓発活動の推進。
(9) 刑を終えて出所した人	・ 偏見・差別を除去し、社会復帰に資するための啓発活動を実施
(10) その他	・ その他の課題についても、引き続き施策を推進
４．国際協力の推進	・ 国連の取組に貢献 ・ 国連の人権関係基金に協力 ・ 開発途上国に対する人権教育関連の協力 ・ 国際人権シンポジウムの開催
５．計画の推進	・ 計画の推進体制 ・ 人権擁護推進審議会における検討結果の反映。 ・ 地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の取組への期待と配慮 ・ 計画のフォローアップ・見直し

資料 ②　（同和教育指導資料第20集 P.85～87より）

就職差別につながる主要14項目

日本国憲法が国民すべてに等しく保障している「職業選択の自由」とは、誰でも自分の適性や能力に応じて自由に職業を選べることです。その実現のためには、差別のない公正な採用選考を確立し、「就職の機会均等」を確保することが極めて重要です。

公正な採用選考を行うためには、下記の「主要14項目」が就職差別につながることを正しく認識する必要があります。また、その必要性を十分検討せず、採用選考時に血液検査や尿検査等の健康診断を行うことは、採用職務が遂行できるかどうかの判断のために必要のない事項まで把握する可能性があり、応募者のプライバシーを侵害し、就職差別につながるおそれがあることを十分理解しなければなりません。

「就職差別につながる主要14項目」と就職差別につながる理由

1．戸籍謄（抄）本の提出

人を雇う際、本籍を調べる習慣は、我が国における資本主義発展段階の初期において身元を確認するための手段として生れ、今日なお同和地区の人々に対する就職差別を支える大きな役割を果たしています。採用選考に当たって、戸籍謄（抄）本や住民票の提出を求め家族関係等を調べることは、本人の職務遂行の能力や適性、意欲とは全く関係のないことであり、就職差別につながる行為です。

1976（昭和51）年、これまで戸籍公開の原則により部落差別につながる身元調査等に悪用されてきた従来の戸籍法を一部改正し、戸籍謄（抄）本の交付を制限するとともに、閲覧制度も廃止されました。

2．「社用紙」の使用

これまで企業が独自に作成し、採用選考に際して使用してきた「社用紙」は、応募者の「本籍地」をはじめ「家族の続柄・職業・収入」「支持政党」「自宅付近の略図」等々、就職差別につながる事項が多いという実態にありました。

このような実態を踏まえ、就職差別撤廃に向けて、1973（昭和48）年度から新規高等学校卒

業予定者の応募書類は、労働省・文部省・全国高等学校長協会の協議によって定められた「全国高等学校統一応募用紙」のみを使用することが義務づけられ、「社用紙」の使用は認められないことになりました。このように「社用紙」は、それを作成し、採用選考において使用すること自体が就職差別につながる行為です。

3．身元（家庭）調査

興信所等の調査機関に依頼したり、近隣の人などを通じて住居・生活・家族関係等の状況を秘密裏に調べる「身元調査」は、調査の内容が応募者本人の職務遂行能力や適性等とは全く関係のないことが多く、その上、その調査結果には無責任な風評や偏見、予断等が入りやすく、真実がゆがめられて報告されることが少なくありません。

また、これまで多くの同和地区出身者が、この身元調査によって就職の機会から排除されてきた事実を正しく受け止める必要があります。

このように基本的人権や個人のプライバシーを侵害する「身元調査」は、絶対にすることも、それに応じることも許されない差別的な行為です。

4．家族の職業、続柄、家族の健康　　5．家族の地位、学歴、収入
6．家　族　の　資　産　　7．住居状況（部屋数、間借りなど）

応募者本人の職務遂行の適性や能力、意欲等を判断する採用選考において、家庭環境や家族の職業、財産の有無などは全く関係のない事柄です。

面接等において、家族の職業を問うことは、面接官の職業に対する偏見や企業の利害等が介在しやすく、公正な採用選考を阻害する結果につながります。また、家族関係（続柄、同居・別居、母(父)子家庭等）や家族の健康(障害、病気)等、本人の責任でない事柄を採否の判断基準とすることは、企業の一方的な恣意と判断に基づく就職差別につながる行為です。

家族の地位や収入は、会社に損害を与えた場合の補償能力を知ろうとする意図がみられ、それは本人の責任に帰すことのできない事柄であり、就職差別につながります。

また、家族の資産の多少によって本人の勤労意欲や就業能力を推し量ることはできません。住居状況等の質問も、家庭の経済状況を判断しようとする目的が明らかで、本人にはどうすることもできないこれらの事柄を選考基準とすることは、就職差別につながる行為です。

8．宗教　9．支持政党　10．生活信条　11．尊敬する人物　12．思想

採用選考に際してこれらのことを問うことは、憲法で保障されている市民的権利と自由を侵

害し、就職差別につながる不当な行為です。

① 「信教の自由」は、日本国憲法第20条で保障されている重要な基本的人権の一つです。従つて、「宗教」を採否の判断基準とすることは、憲法で保障されている「信教の自由」を侵害することになり、就職差別につながります。

② 「支持政党」は、憲法で保障されている個人の自由権「思想及び良心の自由」（第19条）「集会・結社・表現の自由」（第21条）に属することであり、支持政党を採否の判断基準とすることは、就職差別につながります。

③ 人がそれぞれどのような「生活信条」を持つかは個人の自由です。それを企業の予断と偏見によって、応募者を一方的に評価し選考しようとすることは、憲法第14条の「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は　門地により、政治的、経済的または社会的関係において、差別されない。」の精神に違反するものであり、就職差別につながります。

④ 「尊敬する人物」を問うことにより、応募者本人の「思想」や「生活信条」を引き出そうとする意図が考えられ、憲法第19条の「思想及び良心の自由はこれを侵してはならない。」に違反し、就職差別につながります。

⑤ その人の「思想」を問うことは、企業の予断と偏見によって応募者を判断することにつながり、人権を侵害する行為です。「尊敬する人物」と同様、憲法第19条の精神に反し、本人の適性や意欲とは全く関係のない事柄であり、それを問いただすことは就職差別につながります。

13. 本籍、生まれ育った場所

生まれたところ、育ったところは、全く本人の責任に属さないことであって、それらを知ろうとすることは、企業の恣意や予断と偏見を採否の基準とする就職差別につながります。また、それを問うことは、同和地区出身者を就職の機会から排除しようとする意図がうかがわれ、部落差別につながる行為です。

14. 生活環境に関する作文

「私の生い立ち」「私の家族」「私の父・母を語る」など、作文のテーマによって、上記の４～13の内容について調べようとする目的や意図がうかがわれ、基本的人権やプライバシーを侵害し、就職差別につながります。

資料 ③　（同和教育指導資料第20集 P.88より）

島教高　第５２５号
平成８年８月２１日

企　業　主　様

島根県教育委員会教育長　清　原　茂　治
島　根　県　総　務　部　長　原　　正　之
島根県環境生活部長　菊　地　弘　美
島根県商工労働部長　川　上　昌　彦

平成９年３月新規高等学校卒業者の採用選考について（依頼）

本県では、同和問題をはじめあらゆる差別の解消を県政課題として位置付け、積極的に取り組んでいるところです。

さて、県及び県教育委員会といたしましては、従来、早期採用選考の防止及び生徒の就職の機会均等について御協力をお願いし、就職に関する諸問題の解決に万全を期しているところであります。

つきましては、平成８年度におきましても、下記の事柄について十分御留意いただき、採用選考が適切に行われますよう一層の御協力をお願い申し上げます。

記

すべての国民が平等に就職の機会を与えられることは極めて大切なことであり、このことについては、日ごろ格別の御協力をいただいでいるところです。

本県においては、同和問題解決の中心課題は、教育と就職の機会均等等を完全に保障していくことであるとの認識にたって、雇用の促進及び職業の安定を図るため、公正な採用・選考システムの確立を推進してきました。学校においても、就職差別解消の教育に取り組み、同和地区生徒をはじめ、すべての生徒の進路保障に努めているところです。

しかしながら、生徒の就職に際し、同和地区生徒や家庭環境に恵まれない生徒、心身に障害のある生徒、定時制・通信制課程の生徒などの就職の機会均等が必ずしも保障されていないことは解決しなければならない大きな課題です。

このようなことから、本人の適性・能力を中心とした選考を行い、不合理な差別を排除するため全国統一応募書類を使用することとし、御協力をお願いしているところであります。しかしながら、平成７年度の採用選考においてもなお一部の企業等で不適切な採用選考が見受けられました。したがって、再度この統一応募書類の使用の趣旨を十分御理解いただき、特に次の事項について、御配慮をお願い申し上げます。なお、平成８年度より本籍欄及び家族欄の削除など全国統一応募書類の様式が改定されたことを申し添えます。

(1)　採用選考に当たっては、全日制・定時制・通信制あるいは公立・私立等であること、また、同和地区出身者、母子・父子家庭、障害者であること等により、生徒の就職の機会を阻害しない。

(2)　応募書類として、学校あるいは生徒に対して事業所所定の用紙を送付したり、学校の提出する統一応募書類以外の提出を求めたりしない。

(3)　身元調査や家庭状況の調査を行うことは、公正な選考を阻害し、職業選択の自由を侵す結果となるので実施しない。

(4)　戸籍謄本（抄本）に記載されている事項は、身元調査等につながることなので、提出を求めない。

(5)　選考の過程において、本人の能力・適性等と直接関係のない事柄、例えば、本人の国籍、本籍、家族構成や家族の職業等家族に関すること、本人と家族の続柄、家庭の資産、住居状況、思想、生活信条、宗教、支持政党、尊敬する人物等についての質問をしたり、記入を求めたりしない。

(6)　作文の出題において、例えば、「私の生い立ち」、「私の家庭」、「私の信条」等生活環境や思想・信条にかかわる課題等の作文を求めることは、就職差別につながることとなるので課してはならない。

(7)　採用選考時に「血液検査」及び「尿検査」等の健康診断を実施することは、応募者の適性と能力を判断する上で必要ない事項を把握する可能性があり就職差別につながるおそれがあるので、応募者の適性と能力を判断するうえで真に必要かどうか慎重に検討していただきたい。

資料 ④　（同和教育指導資料第20集 P.59・60・72より）

県内企業による採用選考差別事象

1993（平成５）年９月17日、島根県内にあるＡ社の本社において、新規高等学校卒業予定者の採用選考試験が実施された。

午前中の学科試験に続いて、午後からは面接試験が行われた。受験者は、当日、面接試験が実施される前に身上調査書（Ａ社が独自に作成した「社用紙」）の用紙を渡され、記入するよう求められた。この身上調査書は、応募者本人の能力や適性、意欲とは全く関係のない家族や住居の状況、学校の昼夜別、友人・保証人等、また思想信条に関すること等について、全項目にわたり空欄のないよう記入することを求めており、極めて差別的な内容のものであった。

そして、午後からの面接試験は、この身上調査書をもとにして行われた。

このＡ社の採用試験を島根県立Ｂ高等学校の生徒Ｃが受験しており、翌９月18日、進路指導部の職業指導担当教員に受験報告し、差別選考が行われた事実が明らかとなった。生徒Ｃの報告によると、身上調査書は答えたくない内容やどう書くべきか分からない項目もあり、また、これまで学校での指導もあったので、親の職業等は記入しなかった。しかし、面接では親の職業について質問され、前日、学校において面接での対応について指導を受けていたので、家族の職業については「学校の指導で答えられません」と答えた。しかし、面接官から、「いいから言って」と再度厳しく要求され、答えなければならないような雰囲気を感じたので、父親の勤務する事業所名を答えた。

また、家の場所について、「Ｄ川の東か西か？」と質問され、東側と答えた。

その他、住んでいる団地の広さや自宅からＡ社の営業所までの距離などについて質問され、それに答えた。

生徒ＣからＡ社の差別的な採用選考試験の状況について受験報告を受けた高校側は、直ちに校内関係者で協議の上、Ａ社に対し、このような差別的な採用選考試験に対する抗議と今回の面接が採否に影響することのないよう申入れを行うとともに、当該地域を所管する公共職業安定所に連絡し、Ａ社への厳重注意と指導について依頼しました。

その後、Ａ社を受験した生徒の在籍する高等学校から県教育委員会に提出された差別事象報告書や、県教育委員会による関係高等学校への調査・訪問指導により、Ａ社の面接時における就職差別につながる不適切な質問は生徒Ｃに対してだけでなく、受験した生徒の多くに対しても同様の差別的な質問が行われていた事実が確認されました。

なお、Ａ社においては、長年にわたって差別選考を行ってきた現実をしっかりと受け止め、今後、同対審答申の精神を尊重し、同和問題解決に向けた活動を積極的に推進していくことにしました。

そのため、同和問題に対する基本方針を下記の①・②・③と定め、これに基づき、身上調査書の廃止と全国統一応募用紙の使用、面接の際の評価基準の作成、企業内同和問題研修推進員の役割の再認識、社内の同和問題の研修体制の確立等に努め、企業としての社会的責任を果たすための活動に取り組んでいます。

① 常に公正な採用選考を行い、同和問題解決のための中心的課題である就職の機会均等を保障する。

② 同和問題についての認識を深める同和教育を含む人権尊重についての教育研修を計画的継続的に実施する。

③ 社員がお互いを尊重しながら率直に問題を提起し、その解決を図っていく明るい職場づくりに努める。

資料 ⑤

世界人権宣言（抜粋）

（1948年12月10日　国際連合第３回総会において採択）

〈前　文〉

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

〈第１条〉

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

〈第２条〉

１　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

――――――（中略）――――――

〈第30条〉

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

（条文は30か条から構成されている）

資料 ⑥

同和教育啓発ビデオ紹介

高等学校同和教育研究協議会は、平成10年度からの新規事業として、同和教育啓発ビデオを７つの各ブロックに購入配置しました。平成11年度以降も引き続いてビデオの充実を図る計画です。

購入されたビデオ一覧を紹介しますので、島根県視聴覚ライブラリーの目録と併せて、ご活用ください。

松江	部落差別のおこり以前を考える	浜田	けがれと差別意識
	部落差別のおこりを考える		あなたへの問いかけ
	部落差別の解消への歩みから考える		東京の同和問題Ⅲ　表現からみた差別意識
	けがれと差別意識	石西	国際人権を知っていますか～国連と市民のとりくみ
	東京の同和問題Ⅲ　表現からみた差別意識		くらしのなかの人権感覚
雲南	部落差別のおこり以前を考える		いのちの炎
	部落差別のおこりを考える		職場のなかの人権感覚
	部落差別の解消への歩みから考える		地域社会のなかの人権感覚
	職場の男女差別をなくそう		渋染一揆に学ぶ
	東京の同和問題Ⅲ　表現からみた差別意識		全国水平社の思想と闘いに学ぶ
	ボランティアガイドシリーズ 障害者編		被差別部落の成り立ちに学ぶ
出雲	就職差別をなくすために ～統一応募用紙		同和行政の歴史に学ぶ～オールロマンス事件を中心に～
	明子のハードル		「人権教育のための国連10年」と同和教育
	阪神大震災と被差別部落	隠岐	人の世に熱あれ人間に光あれ～部落の歴史 近代
	部落史学習ビデオ～被差別部落の成りたちに学ぶ		人の世に熱あれ人間に光あれ～部落の歴史 現代
	みんなで考える部落の歴史①②③		日本の歴史と部落問題近代編全３巻
石東	菜の花		就職差別をなくすために
	青空へキック		

連絡先；高等学校同和教育研究協議会　事務局

同和教育資料第17集

明　日　を　ひ　ら　く
～青年の生き方と人権～

発行年月　平成11年３月

編集・発行　島根県教育委員会(同和教育課)
TEL　0852-22-6008

印　　刷　㈲　黒　潮　社